

第27期（'23年度）第5回県社保協事務局会会議報告

- I. 開催日時：2023年12月12日（火曜） 13：30～16：45
 II. 場 所：県労連会館 2階会議室
 III. 出 欠：

○	山本 公行	（中弘南黒社保協）	○	小倉 功	（県労連）
○	神 江美	（青森県生連）	○	工藤 詔隆	（県医労連）
○	新谷 進一	（県保険医協会）	○	對馬 康文	（青森民医連）
-	門倉 恵里奈	（新婦人県本部）オブ	○	津川 文彦	（県社保協）

1. 活動記録及び日程

- 07/29 第26回青森県社会保障推進協議会総会
 08/08 第01回県社保協事務局会議
 08/18 県当局より要望書回答
 08/18 東青社保協総会
 08/18 県医労連第65回定期大会
 08/19 秋のキャラバン行動の要望募集
 08/23 西北五社保協役員会
 08/26 県労連第35回定期大会
 08/29 いのちとりで事務局会議
 09/12 第02回県社保協事務局会議
 09/14 東北ブロック社保協事務局長会議
 09/16～17日 中央社保学校
 09/17 いのちの岩バーベキュー
 09/20 第1回県社保協幹事会
 09/25 健康保険証の存続を求める街頭宣伝（12時45分から30分）
 09/28 中弘南黒社保協主催健康保険証廃止反対街頭宣伝
 10/04 西北五社保協役員会議
 10/10 第03回県社保協事務局会議
 10/17 いのちのとりで第1回仙台高裁控訴審（13時から）
 10/19 上十三社保協 学習会
 10/20 三八社保協 学習会
 10/25 県病と市民病院統廃合学習会
 10/26 自治体キャラバンの開始【藤崎町・田舎館村・西目屋村・弘前市】
 10/27 自治体キャラバン【つがる市・中泊町】
 10/30 自治体キャラバン【黒石市・平川市・大鱈町・鶴田町・鱒ヶ沢町・深浦町】
 11/01 自治体キャラバン【東北町】
 11/02 自治体キャラバン【十和田市・六戸町】 弘前市上水道出前講座【中弘南黒主催】
 11/06 フリーダイヤル接続テスト【午前】自治体キャラバン【青森市・三沢市・横浜町】
 11/07 自治体キャラバン【今別町】
 11/10 第04回県社保協事務局会議
 11/08 自治体キャラバン【外ヶ浜町・蓬田村・五所川原市・板柳町】
 11/08 過労死シンポジウム 76名参加
 11/09 自治体キャラバン【六ヶ所村・東通村・佐井村】
 11/10 自治体キャラバン【大間町・風間浦村・むつ市】

11/11 11/11 介護・認知症電話相談会
 11/13 自治体キャラバン【三戸町・田子町・南部町】
 11/14 自治体キャラバン【五戸町】
 11/15 第2回県社保協幹事会
 11/16 自治体キャラバン【八戸市・階上町】 院内保険証を残す集会【署名提出・zoom】
 11/18 五十嵐監督講演【花田ミキの生涯】
 11/21 介護オンライン学習会【16時30分～19時30分】
 11/23 地域医療を守る運動交流会【東京ビックサイト/zoomもあり】
 11/24 街頭宣伝 マイナー保険証反対【青森市】
 11/29 街頭宣伝 マイナー保険証反対【弘前市】
 11/30 いのちのとりで名古屋高裁控訴審判決勝利
 12/12 第05回県社保協事務局会議
 12/17 国保改善運動学習交流集会【zoomもあり】
 12/22 東北北海道ブロック事務局長会議
 12/23 コロナなんでも相談会
 02/12 2023年度代表者会議

2. 各団体からの報告(社会保障に限定して発言をお願いします)

中弘南黒社保協(山本)・・・ p7-p9
 こども医療費が拡大、補聴器の補助マターの動きも進んできた。耳鼻科医師が自治体訪問
 11/2 弘前市水道に関して出前講座を行った。過労死シンポ・街頭宣伝・決起集会
 青生連(神)・・・
 生活保護相談が相次いでいる。多忙を極めている。12/5 厚労省交渉を行う。18歳の
 生活保護実現(PTSD)福祉事務所施設に強制入所強要
 新婦人(門倉)・・・
 欠席

 民医連・東青社保協(對馬)・・・
 キャラバン要請行動報告・介護保険報酬・診療報酬への対応

 保険医協会(新谷)・・・
 マイナー保険証第3弾調査・総点検調査報告が本日出る予定
 薬不足問題(風邪薬・咳止め・抗生剤)対応中
 県労連(小倉)・・・
 いのけん東北セミナー・メンタル相談の仕方・過労死防止シンポ
 トラック2024年問題・最低賃金問題・教師の働き方
 医労連(工藤)・・・
 11/19 労働局要請・医師会訪問・看護協会への要請
 短期保険証廃止問題・資格証・確認証の対応

 いのちのとりで裁判・・・名古屋高裁控訴審判決勝利(11/30)
 名古屋高裁控訴審判決は勝利したので後、判決文・資料で意見交換予定 p48-p61

3. 2023年度第5回中央社保協運営委員会報告 p10-p15

2023年12月6日開催 ①～⑦まで報告相談事項 ⑧～⑨まで報告

- ① 11/21介護シンポ
- ② 11/23地域医療を守る運動学習交流集会
- ③ 12/2子ども医療シンポジウム開催「生活保護の扶養照会」全国調査の提起
- ④ 『軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求める請願』提出行動
- ⑤ 「現行の健康保険証を残してください」署名の院内集会
- ⑥ 国保について 12/17(日)国保改善運動交流集会予定(国保部会)
- ⑦ 介護保険制度の改善介護従事者の処遇改善求める請願・11/11介護認知症電話相談会
- ⑧ 2024年2月12日の代表者会議日程
- ⑨ 2024年2月12日の代表者会議の基調報告の討議

※青森から2名から3名代表を選出【zoom】

県労連事務局長小倉・東青社保協事務局長對馬・県事務局長津川で参加予定

4. 討議・検討事項について

【1】秋のキャラバンについて p19-p47

- ① 各地域社保協からの懇談結果報告/感想を含めての報告について
報告終了済み(弘前市・平川市・黒石市・藤崎町・大鰐町・田舎館村・西目屋村)
(五所川原市・つがる市・中泊町・鶴田町・板柳町・鱒ヶ沢町・深浦町)
(佐井村・大間町・むつ市・風間浦村)

本日報告⇒下北地区 (東通村・六ヶ所村)

三八地区 (八戸市・階上町・五戸町・三戸町・田子町・南部町)

東青地区 (青森市・蓬田村)

- ② 今後の対策について
2023年度要望書(40自治体)
子ども医療費・国保介護後期医療の事前調査(40自治体)
就学援助・給食・子ども貧困・学校施設・学童保育・ジェンダー事前調査(40自治体)
全自治体より回答を得たので整理してまとめこと⇒のちに県当局への交渉へと進化させる
1/9の事務局会議で討議して1/17に県庁交渉の提案を行う
- ③ 重点項目について
国保減免・マイナー保険証の件・第9期介護計画・子どもの医療・給食
子供支援対策【0歳から2歳までおむつ代・保育費無料】エアコン問題
本格的奨学金創設・子ども貧困対策・学童保育・難聴対策・自殺防止
インフル・带状疱疹予防接種・物価対策と国民生活への補助
- ④ 参加者の大募集【昨年の120%で】したが残念ながら目標に届かなかった。
各団体への呼びかけの強化・若い人・女性・高齢の方・生活困窮者 全体で220名程度
※要望書や事前調査にない事項の質問には責任をもって答えることは
できないとの行政側の見解がある【事前通告】

【2】 424(440) 地域医療を守る運動の推進について 今後の県病・市民病院統合学習会について

【第3弾の日程】 ※別紙チラシ参照 時間配分 講演90分 意見交換60分
日時 10/25(水) 午後2時から4時15分
場所 ねぶたの家 ワ・ラッセ交流学習室(2)
演題 地域医療の充実を求めて 釜石事例と現在
講師 中野るみ子氏(いわて労連議長)・岩鼻美奈子氏(釜石県病・看護OB)

- ① 参加目標 県労連10名・医労連10名・民医連10名・新婦人10名・生健会5名・
保険医協会3名・県年金者組合10名・東青社保協5名・農民連3名
事業団3名

【10/25学習会の到達と課題】

- ①【参加者数】 31名 読売新聞記者1名(日程が重なり参加者が少なかった)
大変な努力と住民運動の成果が詰まっている内容で勇気づけられた。
今後の私たち運動に大きな影響を与える。
- ②【私たちの今後の検討点について】
民主・公開の原則で対応していく。(新知事に対しても)
圧倒的に県民・市民への説明は明確に不足している。(当局意見を聞く姿勢なし)
県議会と市議会の承認を得ることで決定できている(住民不在・職員不在)
その後パブリックコメント実施で病院建設を進めようとしている(住民説明会なし)
全県民を視野に置いた視点欠落【3次医療とドクターヘリ等】
医師不足という制限された中でのその展望と今後対策の脆弱性
財政上の限界性と医師・看護及びコメディカルスタッフ等の労働者確保の展望不足
個別の診療科の問題点(周産期・小児・ガン対策・障害・予防対策等諸々)
2次医療を担う協力病院体制づくりの課題
後方施設等の連携強化の課題の不足
大学病院との人事の硬直化
日本海総合病院と県病+市民病院の財政上の比較(山本さんより)高単価
- ③【今後の統合病院の討議状況について】
10/31に行政は有識者会議を開催(ユーチューブ閲覧可能)一応計画はある
令和13年完成を前倒ししたい表明。(宮下知事)
病院機能については県当局企画・場所の選定は青森市が選考すること
場所は青森市側で検討であるが・・・
鹿内県議(元青森市長)発言と市長のセントラルパーク固執土建屋発想
- ④ 第4弾の学習会の開催について
3月に入り、県病・市民病院双方から講師を呼び。

【3】 全国なんでも電話相談会について

別紙実施要項参照

p16-p18

12/23 (土) 12時~18時まで 相談員15名確保
11時30分で打ち合わせ会議を行う・アンチョコ準備

場所→ 県生健会の事務所2階

社保協役員だけでなく・SW・ケアマネも参加要請【弁護士等】

メールで募集する 弁当は出す

- ① 相談員募集・・・15名を目標に現在11名
(現在⇒山本・相馬・広野・今・鎌田・小倉・砂川・神・工藤・對馬・津川)
- ② 宣伝・・・チラシ配布・ポスター活用
- ③ 記者会見・・・県政記者クラブ

【4】 健康保険証の廃止反対について

① 大規模な署名運動の展開 「現行の健康保険証を残してください」署名の活用

② 青森・八戸は12月25日街頭活動(できれば3市で街頭宣伝)

弘前は12月29日街頭宣伝 12月は3市で街頭を

※ 縦線中央団体へ署名を集中させましょう。

※ (県内のマイナ精査自治体) →青森市・八戸市・十和田市・今別町・三戸町

※ すべての自治体の精査が必要, 障がい・認知・事業所がマイナンバー未提出
政府の正式な見解はまだ未発表12/12発表予定

【5】 新年会について

対象は県役員を対象に 全役員に連絡して事前了解を得ること。

予算は一人5000円程度 自己負担は2000円

1/9の事務局会議で検討・1/17夜予定

【6】 コロナなんでも相談の本の普及について

コロナなんでも相談会の本が完成 定価2200円

※ 20部 注文して1冊500円で役員に購読をお願いする。

上十三学習会で4冊販売・幹事会で4冊合計8冊販売・残12部普及

※ 国保パンフ100部の配布について 各社保協へ

※ その他

【7】 今般の名古屋高裁の判決について

P47-p60

いのちのとりで裁判・・・・名古屋高裁控訴審判決勝利

※意見交換おこなう。

Fax作戦の展開(早急に対応を) 愛知社保協の要請を受けて

【8】 2月の代表者会議の代議員の選出について

3名選出 県労連事務局長小倉・東青社保協事務局長對馬

・県事務局長津川で参加予定

5. その他の事項について

署名の集約署名目標（19団体で）

【新規署名】

- ・ 現行の健康保険証の存続を求める署名 【目標1万筆】
- ・ 介護保険制度改善十介護従事者の処遇改善を求める請願署名 【目標1万筆】
- ・ 大軍拡より社会保障の拡充を100万署名【3年間で】 【目標1万筆】

後日、数だけ集計しますので、報告をお願いします。【政治報告だけ】
なお、署名そのものは縦線を通じて各上部団体へ提出をお願いします。

【 今後の会議日程 】

- | | | |
|--------------|--------------------|------|
| ① 第01回事務局会議 | ⇒⇒08/08 (火) 13:30~ | |
| ② 第02回事務局会議 | ⇒⇒09/12 (火) 13:30~ | |
| ③ 第01回幹事会 | ⇒⇒09/20 (水) 14:00~ | |
| ④ 第03回事務局会議 | ⇒⇒10/10 (火) 13:30~ | |
| ⑤ 第04回事務局会議 | ⇒⇒11/07 (火) 13:30~ | |
| ⑥ 第02回幹事会 | ⇒⇒11/15 (水) 14:00~ | |
| ⑦ 第05回事務局会議 | ⇒⇒12/12 (火) 13:30~ | |
| ⑧ 第06回事務局会議 | ⇒⇒01/09 (火) 13:30~ | |
| ⑨ 第03回幹事会 | ⇒⇒01/17 (水) 14:00~ | |
| ⑩ 第07回事務局会議 | ⇒⇒02/14 (火) 13:30~ | |
| ⑪ 第08回事務局会議 | ⇒⇒03/12 (火) 13:30~ | |
| ⑫ 第04回幹事会 | ⇒⇒03/27 (水) 14:00~ | 変更予定 |
| ⑬ 第09回事務局会議 | ⇒⇒04/09 (火) 13:30~ | |
| ⑭ 第10回事務局会議 | ⇒⇒05/14 (火) 13:30~ | |
| ⑮ 第05回幹事会 | ⇒⇒05/21 (水) 14:00~ | |
| ⑯ 第11回事務局会議 | ⇒⇒06/11 (火) 13:30~ | |
| ⑰ 第12回事務局会議 | ⇒⇒07/09 (火) 13:30~ | |
| ⑱ 第06回幹事会 | ⇒⇒07/17 (水) 14:00~ | |
| ⑲ 第28回県社保協総会 | ⇒⇒07/27 (土) 14:00~ | |

第5回幹事会 報告

日時：2023年11月24日（金）午後4時～4時40分

場所：健生病院労組事務所

出席) 仁平会長 (○)、村上副会長 ()、藤原副会長 (○)、山本事務局長 (○)、
相馬事務局次長 (○)、一戸幹事 (○)、工藤幹事 ()、木下幹事 ()、田中幹事 (○)、
武田幹事 ()、石垣幹事 ()、工藤剛幹事 ()

経 過

10月19日（木）第4回幹事会

いのちのとりで弘前連絡会事務局会議

25日（水）県社保協 県立中央病院と青森市民病院の統合を考える学習会

26日（木）社保協 自治体キャラバン（藤崎・田舎館・西目屋・弘前）

30日（月）社保協 自治体キャラバン（黒石・平川・大鰐）

11月 2日（木）出前講座「弘前市の水道ビジョン」

7日（火）県社保協事務局会議（山本）

8日（水）過労死等防止対策推進シンポジウム

9日（木）介護保険を良くする会（山本）

11日（土）介護・認知症電話相談（山本）

15日（水）県社保協幹事会（山本）

17日（金）弘前生健会第60回総会

* 各団体の活動 *

議 題

1 自治体キャラバンについて

10月26日に藤崎町・田舎館村・西目屋村・弘前市、30日に黒石市・平川市・大鰐町と懇談した。報告書別紙

子どもの医療費が高校卒業まで無料が広がってきたが、県が腰を上げないのは問題だ。補聴器の補助の動きも徐々に広がりつつある。医師会が動いているからだろう。

2 弘前市の水道料金値上げについて

11月2日に弘前市出前講座「弘前市の水道ビジョン」を行ない、17人が参加した。来年1月にパブリックコメントを募集する予定。（経営審議会議事録など別紙）

値上げについて、低所得者に配慮するという姿勢は評価できる。審議会の議事録を分析して、今後の方針を考える。

3 県立中央病院と青森市民病院の統合について

10月25日に、県社保協が「県立中央病院と青森市民病院の統合を考える学習会 Part 3 地域医療の充実を求めて～釜石における市民病院と県立病院“統合”反対のたたかいから現在まで」(講師:中野るみ子さん)を開催、31人が参加した。立憲民主党の升田世喜男氏が参加していた。

釜石の事例は失敗例として参考になった。最近の新聞報道では、統合して建てる場所のことばかりが話題になっており、肝心の「医療内容」が無いのは問題だ。二つの病院が一緒になると、救急が一つの病院に集中することになり大変だ。元々、県病は3次救急を担う計画だったはずだ。

4 過労死等防止対策推進シンポジウム

11月8日にハートピアローフクで開催、全体で約70人、弘前から7人が参加した。

高橋まつりさんの母の訴えが胸を打った。

5 いのちのとりで裁判について

①. 控訴審の傍聴

次回期日は2024年2月7日(水)午後1時半から。

②. 街頭宣伝

11月は25日が土曜日なので、27日(月)午後0時半からヨーカドー前で行なう。

③. あおもりアクション学習決起集会

12月16日(土)午後2時～、アスパム6階八甲田

6 青森県との交渉について

未定。

7 健康保険証の廃止に反対するたたかいについて

11月29日(水)昼0時半～午後1時、ヨーカドー前で街頭宣伝。

8 その他

*弘前市が「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)」へのパブリックコメントを12月19日まで募集しています(別紙)。

* 11月11日に、介護・認知症電話相談会を行ない、電話は1件（山形県）でした。

* 12月23日（土）12時～午後8時に、なんでも電話相談会を行なう。相馬と山本が参加予定。

▼次回幹事会 12月22日（金）午後4時～、健生労組事務所

以上

2023年度中央社保協 第5回運営委員会報告

2023年12月6日(水) 14時00分～ 全日本民医連8階会議室・オンライン

【出席確認】下線欠席

○運営委員

白沢<山崎>(障全協)、日野(新婦人)、今井<宇野>(全商連)、西野(全生連)
藤原(農民連)、民谷(福祉保育労)、村田(全教)、廣岡(年金者組合)
五十嵐(医労連)、曾根(保団連)、梅津(共産党)、中本(国公労連)
青池・檜山(自治労連)、大島(医療福祉生協連)、久保田(民医連) 建交労

沢野(北海道)、高橋(宮城)、段(埼玉)、藤田(千葉)、窪田(東京)
根本(神奈川)、藤牧(石川)、小松(愛知)、寺内(大阪)、楠藤(徳島)
日高(鹿児島)

○事務局

林・大嶋(事務局)、上所(保団連)、山本(民医連)、香月(全労連)

<報告事項>

■ 別紙 活動日誌参照・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.01

<報告事項>

<トピックス>

➤ 各委員からの特徴的な報告

<報告・相談事項>

1. 共闘関連

- ① 緊急オンラインシンポ「このままでは保険詐欺になる 介護保険は崖っぷち」・・・P.
 - 2023年11月21日(火)開催
 - 介護7団体の枠組みで配信関係を中央社保協で担うことへ
1000名を超える同時視聴、12/4現在3294を超える視聴あり
- ② 地域医療守る運動学習交流集会
 - 事務局団体：日本医労連・自治労連・中央社保協
 - 2023年11月23日(木・祝)開催・東京ビックサイト
現地・オンラインで197名の参加
- ③ 子ども医療全国ネット オンラインシンポジウム・・・・・・・・・・・・・・・・P.
2023年12月2日(土) 13:30～15:30
- ④ 高齢者厚労省前年末座り込み行動・・・・・・・・・・・・・・・・P.
2023年12月11日(月)～13日(水)

2. 「軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求める請願署名」第1回提出行動
 日程：2023年11月2日（木）12：00～13：00
 会場：衆議院第2議員会館 多目的室
 ※ 臨時国会に9万7690筆を提出
3. 「健康保険証の存続を求める」国会内集会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.06
- 医団連との共催
 - 2023年11月16日（木）11：00～13：00
 現地・オンラインで300名参加
 - 臨時国会に29万筆を超える署名、合計で100万筆を超える署名を提出
 11月25日にデモも実施
4. 各種部会
- ① 国保部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.13
- 「安心できる国保のために」発行と活用
 - 12月5日（火）厚生労働省交渉
 - 第2回国保改善運動学習交流集会
 - 2023年12月17日（日）10：00～16：30
 - けんせつプラザ東京・オンライン併用
 - 日本共産党政策委員会との懇談
- ② 介護・障害者部会・・・・・・・・・・・・・・・・ P.25
- 「介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める請願署名」
 - 12月4日に6万5000筆を超える署名を提出
 - 11月11日（土）介護・認知症なんでも無料電話相談
 - 30都道府県・42ヵ所・78回線⇒340件の相談が寄せられる
 - 介護提言の活用に向けて
 - 1月24日（水）介護第9期事業計画学習会（東京との共催）

<協議事項>

■ 2023年度代表者会議に向けて

1. 2024年2月12日（月・祝） 全労連会館2階ホール
 オンライン（五十嵐、溝口）、受付（ ）（ ）
 司会（ ）（ ）、議運【 】【 】
 13：00～ 受付開始
 13：30～ 開会あいさつ【住江代表委員】・事務連絡
 13：45～ 国会報告（日本共産党国会議員団）

- 14:05～ 連帯の挨拶
- 14:15～ 基調報告・質疑応答（林事務局長）
- 14:45～ 休憩（発言通告はこの時間帯までに提出）
- 15:00～ 全体討論（1本5分程度）議運が発言通告用紙を調整
- 16:05～ 休憩
- 16:15～ 討論のまとめ（林事務局長）
- 16:20～ アピール採択【安達代表委員】
- 16:25～ 閉会あいさつ【山田代表委員】・事務連絡

2. 2/13（火）国会行動を調整

■ 通常国会への国会行動を進める

- ⇒地元選出の国会議員へ実態を伝えるとともに紹介議員を訴える場をつくる。
- ⇒全国代表者会議アピールを全国国会議員へ届ける

3. 全国代表者会議の基調報告

今後の予定

- 12月7日 木 隔月刊「社会保障」編集委員会
- 12月8日 金 いのちまもる総行動まとめ
- 12月11日 月 四国ブロック会議
中国ブロック会議
- 12月12日 火 介護7団体打ち合わせ
九州・沖縄ブロック会議
- 12月13日 水 北信越ブロック会議
- 12月14日 木 巣鴨宣伝
- 12月16日 土 埼玉社保協創立30周年
- 12月17日 日 第2回国保改善運動学習交流集会
- 12月19日 火 東海ブロック会議
関東甲ブロック会議
- 12月21日 木 地域医療守る運動学習交流集会振り返り
- 12月22日 金 北海道・東北ブロック会議
滞納処分対策全国会議事務局
- 12月25日 月 25日宣伝
- 12月27日 水 第6回代表委員会
- 1月10日 水 第7回介護・障害者部会
第6回運営委員会

1月11日 木 日生協賀詞交歓会
1月14日 日 巢鴨宣伝
1月24日 水 第7回代表委員会
1月25日 木 近畿ブロック会議
25日宣伝

◆2023年度運営委員会日程（第一水曜日を基本）

次回の運営委員会 2024年1月10日（水）13時30分～

- 会場参加とオンラインの併用（日本医療労働会館2階会議室）

事務連絡23-17号
2023年11月22日

各位

中央社会保障推進協議会
代表委員 住江 憲勇
山田 智
秋山 正臣
鎌倉 幸孝
安達 哲郎
窪田 光

中央社保協 2023年度全国代表者会議へのご案内 【第1報】

陽春の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、中央社保協では第67回全国総会のご案内です。

「人権としての社会保障」の実現に向けて、来年の通常国会での社会保障・社会福祉分野での共同を進め、憲法改悪をねらう政治の転換を、中央、地域からの運動を結集させ奮闘していきましょう。

下記の通りに2023年度全国代表者会議を開催します。

記

1. 開催日時：2024年2月12日（月・祝）13:00～16:30
2. 開催形式：対面形式・オンライン併用（ZOOM）
 - 会場：全労連会館2階ホール（現地参加をご検討ください。）
〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4
TEL：03-5842-5610 FAX：03-5842-5609

3. 参加登録

- 参加登録フォーム（代表者の登録と人数）

<https://forms.office.com/r/126rG5JN7G>

登録されるとメールが自動返信されます。

返信がない場合、メールアドレスをご確認ください。

※ 2024年1月19日（金）までに登録をお願いします。



4. 全国代表者会議への活動報告について

中央団体や各県・地域社保協のニュースなどの資料を下記日程までにお寄せください

※ k25@shahokyo.jp へ、2024年1月10日（水）までにお寄せください。

※ 議案を含む資料集は、2月上旬ごろ発送予定です。

以上

各位

「第2回国保改善運動学習交流集会」の開催と参加推進のお願い

中央社会保障推進協議会

各地・各分野での日々のご奮闘に敬意を表します。

これまで中央社保協では要請活動等を通じて「払える保険料」を求め各地で奮闘してきました、あわせて保険料(税)未納に伴う短期書・資格証の発行の停止や理不尽な差し押さえなども運動の中心課題として取り組みを進めてきました。

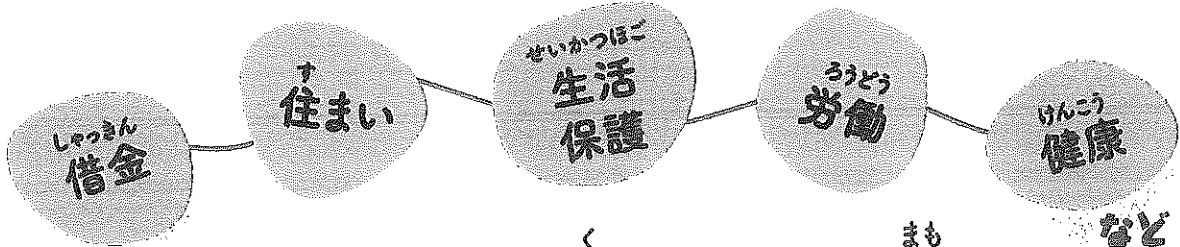
来年度第3期国民健康保険運営方針をめぐり、中央社保協国保部会として国庫負担の大幅引き上げや、自治体独自の公費繰り入れ拡充などによる国保料(税)の引き下げ、保険料水準の統一反対、保険証の存続などを求め、第2回国保改善運動学習交流集会を開催します。

記

◎ 第2回国保改善運動学習交流集会

- 日時：2023年12月17日(日) 10:00～16:30
- 場所：けんせつプラザ東京(新宿区北新宿1-8-16)、オンライン併用(ZOOM)
- スケジュール
 - 10:00 開会
 - 10:15 第1部 教えて長友先生!なぜ国保改善運動が必要なんですか?
講師: 佛教大学准教授 長友 薫輝 氏
質疑応答
 - 12:00 第2部 国保改善運動の事例報告
 - 12:30 休憩
 - 13:30 第3部 第3期国保運営方針に向けて国保改善運動をどう展開するか
講師: 神奈川自治労連 神田 敏史 氏
質疑応答
 - 15:30 各地の事例報告
 - 16:30 閉会
- 参加申し込み方法
下記URLから申し込みフォームに必要事項を記入してください。
<https://forms.office.com/r/VaYVyKQD2U>
※ 登録されたメールアドレス宛に、必要事項が自動返信されます。

以上



いのちと暮らしを守る く まも など など...

なんでも相談会 い そう だん かい

む りゆう ぜん こく 無料・全国いっせい \ でん わ 電話とリアルどう じ かい さいの同時開催

べん ご し し ほう しょ し しゃ かい ぶく し し い りゆう ろう どう
 弁護士、司法書士、社会福祉士、医療・労働の
せん もん か む りゆう そう だん たい おう
 専門家などが無料でご相談に対応します!

しぜんじやく
 事前予約
不要
ふ じょう

かいさいび
 開催日

2023年 12月 23日 (土) どようび

そう だん
 ① お電話でご相談 ②

(フリーダイヤル)

ひんこんなくそう

0120-157930

10:00~18:00



ちいきによつて へんこうあり

けいたいでんわ ていしちゅう 携帯電話が停止中でもインターネットから相談電話がかけられます。そう だん でん わ 詳しくはウェブサイトをご覧下さい↑↑↑↑↑↑

そう だん
 ③ リアルでご相談 ④

「いのちと暮らしを守るなんでも相談会」実施要綱（案）

2023. 11. 28 現在

1、名称

いのちと暮らしを守るなんでも相談会

2、主催

- ・いのちと暮らしを守るなんでも相談会実行委員会
- ・青森県社会保障推進協議会

3、目的

- ①相談者が直面する困難や不安の解消に努める
- ②声と実態を可視化（要求化）し、その改善に取り組む（行政や地域への働きかけ等）
- ③社会保障制度の拡充、反貧困の運動につなげる。

4、日程

2023年12月23日（土）12：00～18：00

※10時～18時まで、基本的にどこかで受話可能

- ①まず、地元都道府県からの電話を受信する。
- ②会場の回線が満杯になった場合、話中時迂回設定をおこなう。
- ③18時より前に終了する地域の電話は、開催中の会場にて受信する。

※9月は、25都道府県・32会場・69回線（うち対面14都道府県・16会場）で対応。

5、会場

青森県生活と健康を守る会連合会「事務所」

〒030-0911 青森市造道3-4-1

6、相談員の派遣について

2部体制（①12時～15時、②15時～18時）での対応とする。各組織は複数以上での対応を。事務局で昼食を準備する。

7、当日の運営

- ・回線数は2回線に対応。
- ・集合は11：30とし、簡単な打ち合わせをする。
- ・相談は、回線ごとに2～3名の相談員を配置、交替で対応する。
- ・自分が受けた相談内容はそれぞれが報告用紙にまとめる。
- ・まとめた報告内容の入力及び中央実行委員会への報告は工藤

- ・次回以降の実施は未定

8、第1回及び第2回の状況について

- ・総相談件数は1,557件（第1回：913件、第2回：644件）
- ・対 面：333件（第1回：195件、第2回：138件）
 - ※うち食料支援は280件（第1回：191件、第2回：89件）
- ・電 話：1,224件（第1回：718件、第2回：506件）
- ・年 齢：50代以上が多い
- ・その他：無職者、非正規、所持金1万円以下が50%程度

以上

青森県社会保険推進協議会調査

2023年12月12日現在

市町村名	支払い方法		年齢		所得制限		一部負担		入院時食事療養費		学校給食
	現物給付	償還払い	高校卒まで	中学卒まで	有	無	有	無	無料	助成なし	
青森市	○			○	○			○		○	給食費無償
平内町	○		○			○		○		○	給食費無償
今別町	○		○			○		○		○	給食費無償
蓬田村	○		○			○		○		○	給食費無償・時限
外ヶ浜町	○		○			○		○		○	給食費無償
★弘前市	○		○			○		○		○	
★黒石市	○		○			○		○		○	
★平川市	○		○			○		○		○	給食費無償・時限
藤崎町	○			○		○		○	○		
大鰐町	○		○			○		○		○	202304より給食有料
田舎館村	○			○		○		○		○	
西目屋村	○		○			○		○	○		
★五所川原	○		○			○		○		○	給食費無償
★つがる市	○		○			○		○		○	
板柳町	○		○			○		○		○	
鶴田町	○		○			○		○		○	給食費無償
中泊町	○		○			○		○		○	
鯨ヶ沢町	○			○		○		○		○	
深浦町	○		○			○		○		○	
★十和田市	○		○			○		○		○	
★三沢市	○		○			○		○		○	
野辺地町	○			○	○			○		○	
七戸町	○			○		○		○		○	給食費無償
六戸町	○			○	○			○		○	
横浜町	○		○			○		○		○	給食費無償
東北町	○		○			○		○		○	給食費無償
六ヶ所村	○		○			○		○	○		給食費無償
おいらせ町	○		○			○		○		○	給食費無償
★むつ市	○		○			○		○		○	
大間町	○		令和6年			○		○		○	
東通村	○		○			○		○		○	
風間浦村	○		○			○		○		○	
佐井村	○		○			○		○		○	
八戸市	○		入院	通院	○			○		○	
三戸町	○		○			○		○		○	給食費無償
五戸町	○		○			○		○		○	202304より給食有料
田子町	○		○			○		○		○	
南部町	○		○			○		○		○	給食費無償
★階上町	○		○			○		○		○	給食費無償
新郷村	○		○			○		○		○	給食費無償

外来入院 32 予定含む
33 予定含む

17自治体

★印は2023年度実施自治体

2023 自治体キャラバン懇談報告書

報告者	廣野 晃久
所属団体	青森県保険医協会

自治体名	東通村	要請団参加 団体数と人数	3 団体 3 人	行政参加 人数	3 人
------	-----	-----------------	----------	------------	-----

※懇談事項の当日新たな文書回答の配布の有無（ 無 ）

参加者氏名・団体名

（ 県労連 ・ 小倉 ）（ 年金者 ・ 小池 ）（ 保医協 ・ 廣野 ）

行政側氏名・役職(わかる範囲で)

（ 税務課総括主幹 ・ 成田重幸 ）（ 国保総括主幹 ・ 石田義克 ）

（ 教育総務課主幹 ・ 住吉宏美 ）

【 報告書 】

- ① 国保税等の今後の方向性について検討と回答いただいているが、どう検討されているか。(社保協)
 当村では平成21年以降税率改正は行なっておらず引き上げはしていない。(東通村)
 収納率に関しては県内の目標値を上回っており税額に関しては現状妥当と考えている。(東通村)
 ただ、R7年度に市町村統一で3方式により税率改正される予定で段階的に取り組んでいる。また、税に関するワーキングチームを立ち上げて今後も無理な引き上げを行わないように取り組んでいく。(東通村)
 一般会計による法定外繰入について検討と回答があるがこれについてはどうか(社保協)
 法定外繰入については国の支援に関するマイナスポイントにもなる。またここ10数年引き上げを行っていないため、不要と考えている。(東通村)
- ② 均等割について、今の金額等お尋ねします。(社保協)
 現在の均等割は、26,000円です。(東通村)
 少子化の中、子供の均等割については除外いただきたい。(社保協)
 子供の半額負担、除外については、担当が違い資料もない。県と話し合っでの検討課題となる。(東通村)
 現行法では外すことができず、ペナルティーが課せられることがおかしいと思っている。知事会でも協会けんぽ並みにと要請されている。是非、村のワーキングチームで検討・工夫いただきたい。(社保協)
- ③ 短期保険証(資格証明)発行数が増えていることについてお尋ねします。(社保協)
 納付相談や弁明書を出していただいて、短期証に切り替えている。毎年増減はある。(東通村)
 短期の期限は、(社保協)
 滞納額と相談に応じているかどうかで、一般は3ヶ月、18歳未満は6ヶ月としている。また、18歳未満には資格証明書は出していない。75歳以上には、短期も資格証も出していない。(東通村)
 長期の滞納者について、分割納付があった場合は、直前の滞納分から処理してほしい。(社保協)
 延滞金の関係もあるので担当に意見として報告したい。(六ヶ所村)
- ④ 医療費窓口一部負担金について、月の上限を超えた場合(高額療養費該当)、または、月に複数の医療機

関に受診、あるいは月の上限を超えた一部負担金が年間複数回あった場合、所謂「多数該当」にあたり、その上限を超えて支払われた場合の通知と還付状況と患者への通知についてお尋ねします。(社保協)
全世帯に、上限を超えたために還付申請できる旨、金額によらず通知している。(東通村)
一度の手術、あるいは入院で、その月の上限を超えることが事前にわかれば、限度額認定書を発行いただくことで、上限を超えた分は、その時点で支払う必要がないことになっているが(社保協)
その場合は、病院側から事前に患者に伝えるようお願いしているため、事前申請できる状況。(東通村)

参考〈上限を超える高額療養費 還付と通知について〉

※事前に青森市国保医療課に確認した際、上限 1,000 円を超えた世帯にだけ通知している。理由として 1,000 円以下に通知したところ、取りに行くのが面倒なので申請しないという意見があったとのこと。本人が知り得てから、2 年経過すると時効となり、国庫に戻される。本来 1 円でも本人に返すべき。

⑥ 介護保険の第九期事業計画はいつ頃できるか(社保協)

今年度内(3月中)には成立、公表(HPでPDF形式で)予定。単純計算ですが、高齢者が増え、結果サービスを受ける人も増えるとなると、500~600円程度引き上げ予定だが急激には負担困難な状況。その調整についてはまだお示しできない。基金も含めて検討したいが、財政が厳しく様々状況が変わっており、財源としての基金ではなくなっている。他自治体では、引き上げを抑えて、一気に1,000円引き上げたら住民から苦情が出たと聞いている。少子高齢化で国保と介護保険料が逆転する現象。当村は介護認定が多く県内で2位。一次産業の所得も伸びず厳しいがサービス低下は避けたい。(東通村)
介護事業者の数は横ばい。コロナの影響で介護職員の定着事業はZOOMでやっているが不足。(東通村)
総合事業について、

利用状況、対象はどうなっているか(社保協)

対象は、65歳以上は1,600名程度、サービス利用者は、50名程度。認定受けているのが450名前後。特にデイサービス相談が多く、集いの場となると数百人の利用者はいる。(東通村)

自治体で、そのような集いの場や相談事業をやっていただけるのは助かる。(社保協)

ここ最近、コスモドクターなる、健康セミナーと称した集会在民間のショッピングセンターの一角を借りて行われている。結局セミナー終了後には、マッサージチェアとも違う、低周波治療器が椅子に組み込まれた程度のもの購入をさせるのが目的。80万円程する。

調べると、過去に誇大広告・宣伝であるとして、消費者契約法に抵触し注意を受け、その度に名前を変えて、各地のショッピングセンターを回っている。最近見たのは・・町で、数十人の高齢者が並ばされていた。整形外科などクリニックが少ない場所に設置して、椅子の座ると電気が流れて、腰痛から糖尿病、高血圧まで改善されるという触れ込みだ。以前は、生協スーパーの中でやっていた。場所を提供する側にも問題があるが、住民の不安が、このような業者や高価な健康食品に走ってしまう。(社保協)
以前、うちのじいちゃんにも、やっているから乗せえていってくれと頼まれたことがある。その椅子に座ると調子が良くなると言っていた。(東通村) 27:37

おっしゃる通り、そのような健康不安を理由にした、営利事業者は入ってこられないように自治体ですっかり管理いただきたい。(社保協)

村の総合事業としては、診療所の医師にきていただいて100歳体操など行っている。(東通村)

⑥ 就学援助について

基準通り行っている。申請は3月末まで受け精査して、支給一回目は5月としており前倒し支給は行っ

ていない。県内では、前倒し支給を行っている自治体があるのは承知しており検討はしたい。(東通村)
就学準備のための貸出資金など紹介したりしているか(社保協)

貸付金の紹介としては行っていないが、「要保護」の場合は、貸付はしないことになっているので現実的には無理。やはりどちらかという給付する形が良いと思う。また、「生保」としては、準備金という形ではないが一時金として出ている筈。やりくり次第では名目の準備金ではないにしてもやりくりはしてきている。入学準備の資金援助という具体的な要望は聞かない。(東通村)

前倒し支給する上で、危惧されるまたできない理由はありますか。(社保協)

地方自治法に則れば手続き上前倒し支給はありえない。他の自治体でやっているのは前倒しではなくあくまでその年度の準備金で対応しているのではないかと思われる。もし当村でやるとすれば2月、3月の入学準備金制度として年度内にやることになる。その場合、決定後他の市町村内の小学校へ転校という場合も想定している。その際は、その時点で村民であれば、そのまま祝い金として返金は求めないなど様々検討はできる。こちらの方が前倒しよりスッキリするのではないか。(東通村)

⑦ 学校給食、生理用品のトイレ・公共施設への設置について

自公式で提供している。(東通村)

生理用品の設置については保健室のみ。理由は、時々によって種類があり、肌に合わない一般的な場所への設置では、いたずらや勝手に持ち帰るケースも危惧される。(東通村)

社保協さんの要請の趣旨としてはそういうことではなく、急に生理が来たとか、不安をかかえる子供がいつでも使えるようにというのが趣旨かと思うが、トイレトペーパーを持って行く人があるように生理用品もある。(東通村)

そのあたりは、教育の一環として「大切なものだから」ということで説明いただければよい。(社保協)
違う視点だが、学校のトイレに設置した場合、一つ減るごとに他人にも知られ、勝手に持っていたなど疑いなどでいじめの原因にもなる。(東通村)

⑧ 子供医療費無料化、いじめ、不登校自動対策について

高校生(18歳到達の3・31まで)まで無料としております。(東通村)

給食について、むつ市が関根に作る計画がある。こちらとしては大間で作ったほうが良いと思うが、むつ市で何か考えがあるのかと思っている。関根にできると、15分圏内だからそこに依頼して、村独自ではやめてもいいぐらい。(社保協)

相談・調査依頼が来たら都度対応している。不登校は月一回会議を行い、時間外登校、保健室登校など個別対応している。むつ市単独事業に頼み教育センターで教育していただいている事例もある。(社保協)

教職員の過労死、リタイヤ対策について

学校から問題が上がった時点で独自に対応している。60歳過ぎで教職員免許もっている人を臨時で採用し対応していただいている。小学校は、余裕があるが、中学校教員に負担はかかっているようだ。問題となっている部活動の顧問については、対外的なクラブ活動に移行したので、その分の負担は少なくなっている。小学校は今ほぼ定時で帰れている。(東通村)

⑨ マイナンバーの取得率は80%、保険証との紐付けは高齢者はポイントで皆さんやっている。(社保協)

⑩ 加齢性難聴者に対する補聴器の補助については、どうなっているのか(社保協)

やりました。今年是要綱までつくりました。弘前、西目屋が先にやっているのをそれに追従してやりま

した。担当は私です。いつ聞かれるかと準備していました。秋田先生（耳鼻科）が来てこのような制度があるとむつ・下北管内の自治体を回った。その後、むつ・下北の首長が弘前大学に行って制度について話しを聞いたようだ。東通村にも説明に来たいというから、来なくていいので西目屋の要綱がほしいと言ってそれをもらって要項を作った。村としての案は、課税世帯、非課税世帯で上限を決めて補助するという、弘前と西目屋に合わせた要項となっている。（東通村）

何デシベルなど聞こえ方の基準もあるようだ。（東通村）

問題はそこで、どの範囲が聞こえるか、聞こえないか、その間はどうなるか。聴力検査も行う必要があるなのでその実施も必要になる。（社保協）

おっしゃる通り、その基準が県レベルで障害度合いがどこまでを対象とするか今後の課題。（東通村）

障害者になればその範囲で補助されるが、そこに至る前の段階での補助をお願いしている。（社保協）

⑪ 生活保護相談について

相談に応じているケースは、申請にあたって預貯金があるため、申請できるかの相談で、どうみても弾かれる場合は、相談の時点でお断りするが基本相談行きた方はほぼ福祉事務所に通している。（東通村）
預貯金があるが一時的に生活困窮状態にあるかたには、青森県社協の生活支援金制度を紹介している。
借金問題については法テラスを紹介している。

2023 自治体キャラバン懇談報告書

報告者	廣野晃久
所属団体	青森県保険医協会

自治体名	六ヶ所村	要請団参加 団体数と人数	3 団体	3 人	行政参加 人数	7 人
------	------	-----------------	------	-----	------------	-----

※懇談事項の当日新たな文書回答の配布の有無（有・無）
 （県労連・小倉）（年金者・小池）（保医協・廣野）
 行政側氏名・役職(わかる範囲で)

健康課 医療・保険 G マネージャー	橋本奈央
主査	大森夏樹
福祉課・地域包括支援センター総括主幹	織笠純音
介護・障がい G マネージャー	葛西美紀
福祉課・課長補佐	高橋かおる
学務課・総務・教育行政 G マネージャー	高山仁美
学務課・主事	高田琴乃

【 報告書 】

- ① 国保税について、お尋ねします。(社保協)
 全体で4方式から3方式に変更される。それに合わせて税改正を村では考えている。(六ヶ所村)
 ただ、来年度は改正せずに、R7年度に3方式により税率改正予定。(六ヶ所村)
- ② 均等割について、お尋ねします。(社保協)
 税賦課担当が不在なので子供の均等割についてはお話だけ伺います。(六ヶ所村)
 回答はいただいているが、一步すすんで子供の均等割については除外いただきたい。(社保協)
 国保は協会けんぽと違い社会福祉事業の一貫であるため、国がもっと自治体に補助すべき。(社保協)
- ③ 短期保険証(資格証明)発行数が増えていることについてお尋ねします。(社保協)
 規定に基づいて行っており、発行基準は変更なし。(六ヶ所村)
 短期の期限は、(社保協)
 滞納額と相談に応じているかどうかで、2ヶ月と6ヶ月としている。要項渡します。(六ヶ所村)
 長期の滞納者について、分割納付があった場合は、直前の滞納分から処理してほしい。(社保協)
 延滞金の関係もあるので担当に意見として報告したい。(六ヶ所村)
- ④ 医療費窓口一部負担金について、月の上限を超えた場合、または複数の医療機関に受診、あるいは月の上限を超えた一部負担金が長期に渡る、所謂「多数該当」にあたり、その上限を超えて支払われた場合の通知と還付についてお尋ねします。(社保協)
 全世帯に、上限を超えて還付申請できる旨、通知している。(六ヶ所村)

- ⑤ 国保の差し押さえについて、ご回答はありますがさらにお尋ねします。(社保協)
市町村独自に行う差し押さえが、件数、額ともに増えているが内容はどのようなものか(社保協)
詳細については確認して報告します。(六ヶ所村)
- ⑥ 加齢性難聴、子供の虐待については特に担当課がなく対策も取っていない(六ヶ所村)
加齢性難聴者に対する補聴器の補助については、回答では六ヶ所村として「国で制度化してほしい」と決議文が上がっており、村として理解されているという解釈だが、今の話では担当課がないということだが、去年も同じ意見だがどうなっているのか(社保協)
確認します(六ヶ所村)
- ⑦ 健診、特定健診、その後の受診率につて
受診率3割は、全国平均4割と比べて低いと思いますが(社保協)
特定健診は国保なのでがん検診についてはお答えできます。(六ヶ所村)
がん検診は高いので(社保協)
がん検診は生命に結びつくので関心が高い。(六ヶ所村)
保健師の補充については計画・採用については回答通りですが総務課でもっている(六ヶ所村)
インフルエンザと帯状疱疹の予防接種、特に高齢者に対する補助について、特に帯状疱疹ワクチン助成については青森県では六ヶ所村だけですね。(社保協)
前回のキャラバンでも要請があつて、税務課と相談した結果、補助することになった。(六ヶ所村)
今年度実績について、去年より少ない。(六ヶ所村)
帯状疱疹ワクチン接種実績は、17件、50代4人、60代4名、70代3名、80以上6名。
歯科検診については、糖尿病・歯周病との関連など医科歯科連携により健康寿命を伸ばす取り組みが広がっているが、六ヶ所村の歯科検診はどのぐらいが実施しているか(社保協)
歯科検診については、40歳以上70歳まで5歳刻みで実施し、75歳以上も行っている。(六ヶ所村)
令和4年40名、令和5年度50名ほど、人数は少ないが健診勧奨しているので上昇傾向にある。
聴力検査は項目に入っているか(社保協)
- ⑧ 介護保険料、子育て支援、生理用品トイレ設置、生活保護について
生理用品については、学校トイレ、公共施設に設置でよろしいですね(社保協)
そうです(六ヶ所村)
介護保険料と利用料について、第九期の検討に入っていると思いますがいつごろ完成しますか(社保協)
2月上旬ぐらいに答申され決定する見込み(六ヶ所村)
公表はしないでいただきたいが、今のところの積算で未定ではあるが据え置く予定(六ヶ所村)
総合事業に関して、どの程度の方がいて、利用者はどの程度か、使っていない人も多い(社保協)
総合事業、要支援1、2とチェックリストで該当した方の対象人数と受給者数は後で(六ヶ所村)
数年前にひとつの事業者が閉鎖しており、大変だったが、今はなんとか通所リハやデイサービスに移行できたが、サービス事業所は足りていない。新規は断られるケースもあり、職員が足りない(六ヶ所村)
テキスト代は無料にして毎年研修を行っているが定着しない。年間10人程度。農業系外国人労働者はいるが、介護利用者はいない(六ヶ所村)
生活保護については福祉事務所対応にはなるが悩んでいる方の相談は受けている。(六ヶ所村)
社協にしあわせネットワークというものがあり、5万円までの貸付は利用いただいている。(六ヶ所村)

相談者については地域性がわからないが、窓口のチラシより、電話で直に相談が多い（六ヶ所村）
子供の学資準備金補助については、前年度の所得を見て、村の所得が固まるのが6月のため、7月になっています。（六ヶ所村）

ここにも書かれている通り、ほとんどの自治体が修学準備の2月から3月に支給いただいている。これを考えると所得を見る以外に、支給したいという意味で支給時期を早めていると思われる。年度中に支給できる会計基準などがあって対応しているのではないか、その基準がわかれば他の自治体にも要請時に使える。そのあたり調べて教えていただきたい（社保協）

他の市町村は、何月ごろですか。（六ヶ所村）

2月がおおいですね。（社保協）

ぜひ、来年伺う時まで年度内に支給いただくようご検討お願いします。（社保協）

いじめ対策は担当課ですが詳しい対策になると担当が違うのでお答えできる範囲かどうか（六ヶ所村）
指導グループと教育相談室が担当となるが、そこで情報共有しながら担当の先生が学校訪問し聞き取りの上、対策を検討している。月一で学校長会も行って学務課で長期休学している子供の理由や対応結果を共有しているが、おっしゃる通り、学内は把握できても、登下校、その他の場所でのいじめはなかなか把握できないので手薄になっている。（六ヶ所村）

ひきこもり対策については何か対応されているか（社保協）

私の課では、把握していないが、長期休学から不登校にならないように訪問や電話連絡で対策をとっている。保健室登校もあり、まずそこから徐々に投稿できるように努力している。（六ヶ所村）

当会は、厚労省主催の過労死シンポ青森県開催に協力しているが、教職員の過労対策はどうか（社保協）
ストレスチェック程度で具体的な別の対策はしていない。（六ヶ所村）

2023年自治体キャラバン懇談報告書（佐井村）

訪問自治体：佐井村 訪問日時：2023年11月9日（木）15:30から（約60分）

報告者：小倉 功 所属団体：県労連

出席者：広野 晃久（保険医協会）、小池 中（年金者組合）、小倉 功（県労連）

自治体：

福祉健康課主査（七戸宗一郎）、住民生活課税務係（横浜彦太）、教育委員会生涯学習課学校教育係課長補佐（佐藤明子）、主事（木部二郎）

国保について

国保税の基準改定における見通し

都道府県化による県内統一で減税になるのではないかとの見通し

★資産割を廃し、3方式。所得割が変わるのではないかとの話がある。これによって、今よりは若干さがらぬのではないかとの話がある。

担税能力のない18歳以下（高校卒）の子どもの均等割りの対象から外すことについて

★均等割：23,000円程度。そこから軽減をはかる。

☆令和4年度分から、未就学児の均等割5割軽減。10割軽減の場合の試算額は？

★5割軽減措置による減税額20万円程度。倍に考えても50万円程度。

☆均等割りをなくし子育てしやすい環境をつくる必要があるとの観点から検討を

国保税滞納による差押え件数と差押え金額について

差押え件数：市町村独自12件 滞納整理機構委託13件

差押え金額：市町村独自309,710円 滞納整理機構委託570,000円要

★今年度も例年並みとなるを考える。

県からの指導：（国保税は別だが）村税の聴取率が悪いので滞納整理をもっとちゃんとするように。今、計画をたてて未納の世帯の訪問を（人数は少ないか）夕方とか行っているところ。それが影響して、国保税も収納率向上につながるかとも考えるが、村税の納付のお願いだから差し押さえと違うから、つながらないかとも考える。コ

健康保険証の短期証の交付等について

短期証交付：29世帯 窓口留め置き：29世帯

★短期証は役場の窓口で預かり、窓口にとりに来ていただいた時に、納税相談等を行うことで、被保険者と家族の健康状態や罹病の有無、受診状況など、実態が把握している。コロナの影響により収入が下がったとの話は聞かない。短期証の期間は3カ月。

短期証はあまり取りに来ない。役場に行けない（行かない）で電話で自宅送付を連絡してくる場合もある。その時には、（今、コンビニ収納もはじまっているのでいくらでもいいから納付をとお願いしている（電話が来た時に、払える額を相談してもらって、その額の納付証を郵送している）。収納率は青森県内で平均以下。

マイナンバーの国保証とのひも付け、問題等について

★マイナポイントをやっていたので申請した人は、ほとんどひも付けしている。付けない人は、2、3%もないと思う（また聞きレベル）。

介護保険について

第9期介護事業計画の検討状況について

★完成は年度末ギリギリとなると思う。策定委員を2回ぐらいうるのが、年明けの2月頃になる。

☆保険料の見通し？

★策定に向けて、システムのなかでいろいろ試算している段階。現在の保険料の基準額が6,200円程度、一回目のシステムを使った試算では、7千数百円。考えているのは、据え置きで行けるようなバランス（基金との関係性など）も見ながら考えている。大幅な増額にならないようにというのは、毎回そうやってやっているところ。

☆介護報酬を上げないと、介護労働者が集まらない？

★今、（給料は）上がっている。昔に比べたらずっといい。役場の職員より給料たかい。役場の高卒はずっと低い。介護職員には手当がつく。

※福祉健康課の七戸主査は、介護職から役場職員へ中途採用

☆事項計画のHPアップをお願いします。

総合事業（介護予防・生活支援総合事業）について

★令和5年度6月、7月より、住民参加型の集いの場を定期開催している。体操やお茶を飲んで談話。ひとつの地域だけでなく少しずつその活動も拡充している。その地域で出てこれない人にも声をかけて、その輪が広がればもっといいものになると思っている。教育委員会のバラ色学級でグランドゴルフも計画しているので、男性の参加も広がるのではと期待している。

対象者：介護1・2は50名に満たない。支援事業対象は10名に満たない。

※集いの場の参加は、毎回10名程度。

就学援助・小・中学校給食等・子どもの貧困対策、学校施設等

新入学児童生徒学用品費の前倒し支給

★4月支給。会計年度の関係で前倒しは難しい。これまでは案内の手渡し手続きは入学してからとしていたので4月下旬や申請の遅れがあると5月上旬となっていた。申請を一日入学の時に案内渡し、入学したその時に手続きして、4月入学早々の支給とした。

就学助成の国庫補助単価にもとづく全額支給

★助成額は国基準通り。

小中学校の給食費無料化

★現在、牛乳だけ支給となっている。

給食センターというのではなく違った形で支援策を考えている。(2022年回答)
保護者のアンケートをとって、要望を聞き、今度は業者さんの方に、アンケートをとっている。(こんな感じでどうですか、どういう提供の方法がありますが、など)
対象者：先生を含め、小中で、100名程度。年が進む毎に子ども的人数は減るので、max100名程度と考える。

保護者アンケートでは、給食を望む声はあまり多くない。親も給食を経験していないのであまりピンとこない？

エアコン設置状況

★今年度休校していた牛滝小中学校が再開したので、達成率50%となっているが、来年度設置予定。

女子トイレに生理用品配置を

★養護教諭と話をし、トイレには置かず、保健室に置き自由に受け取れるようにしている。使う本人が自分で持ってきているので。予定より早く来た時に取りに行くケース。量が多いとか好みもあるし、トイレに置くことは不衛生。

☆他の自治体の動向をもみて、対応を検討してほしい。

健診事業、保健予防活動

住民の健康づくり増進について

★がん検診の実績・精査率。あまり高くない。周知は、広報誌への掲載や啓発活動をしてるが・・・。

肺炎球菌ワクチンと带状疱疹ワクチン接種について

- ★带状疱疹ワクチンについては、今後、他市町村の動向も踏まえながら検討したい。
※六ヶ所村が助成実施していると伝えた。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設について

- ☆この要請項目には無回答。難聴者の実態調査、補助に対する需要など聞いて対応して欲しい。国への補聴器補助意見書は採択してもらっている。中度の難聴から必要。危機管理の観点から安全対策や認知症にならない為の予防として村として独自の補助を考えて欲しい。
- ★全額自己負担は高価であるから、・・・。

生活保護制度について

- ★相談には、迅速に対応している。相談者・申請者を追い返すようなことはしない。

以上

2023年自治体キャラバン懇談報告書（大間町）

訪問自治体：佐井村 訪問日時：2023年11月10日（金）10:30から（約60分）

報告者：小倉 功 所属団体：県労連

出席者：広野 晃久（保険医協会）、小池 中（年金者組合）、小倉 功（県労連）

自治体：

税務課係長（岩瀬望）、健康づくり推進課保険係長（七島篤史）、同課主事（伊藤裕樹）、同課主査（古川一雅）、住民福祉課課長補佐（傳法政仁）、健康づくり推進課保健師（藤巻航）、教育委員会教育課主幹兼総務係長（岩瀬久美子）

★：自治体回答 ☆：社保協要請

2023年度こどもの医療・国保・介護・後期医療事前調査表について

健康保険証の短期証の交付等について

短期証交付：121世帯 資格証・保険証窓口留め置き：なし

★短期証の交付は多い。交付の世帯が固定されている状況なので、交付数に毎年それほどの変化はない。1年以上の滞納は短期証としている。平成30年、令和元年から滞納、それ以前の方もあり、その場合1カ月の短期証として、毎月納めてもらいながら、家庭の状況を聴きながら、発行している。納めないで保険証を出さないで、少額でも納めてもらうようにしている。短期証は基本1カ月だが、手術などでは2カ月、3カ月も交付する。入院される方には、話を聴き、その間分の短期証を交付している。

保険税の収納率について

★（昨年の懇談では、コロナ交付金があり、収納率が改善したとの話。）令和4年収納率89%。令和3年、2年に比べれば数%であるが改善している。これは、個別訪問や滞納整理機構に委託していることによる。漁の良不良により収入が変わる。今年の確定申告はどうなるか注視しているが、懸念材料でもある。

国保について

高額療養費制度・上限を超えた場合の通知について

★すべて通知している。10円の申請もある。

担税能力のない18歳以下（高校卒）の子どもの均等割りの対象から外すことについて

☆令和4年度分から、未就学児の均等割5割軽減（国）、残りの5割を町で負担できないか。

★検討しますが、町の財政状況もよくないなかで、県も一緒になって負担するなどでき

ないか。

☆知事会は均等割について提言を出している。是非、町からも県に要望を。県社保協としても要望する。※つがる市の例を紹介納税義務者が18歳以下の措置を紹介した。

就学援助・小・中学校給食等・子どもの貧困対策、学校施設等

新入学児童生徒学用品費の前倒し支給について

★7月支給。入学前に支給してほしいとの要望はない。就学旅行が4月となり、前年度修学旅行費を3月に支給とした。その時は対象となっていないが、4月申請時に対象となった方にも事後支給した。学校事務にお願いしている関係で、年度末、新学期早々は学校の協力も必要で、難しい。会計上は、それほどの問題はないと考える。

☆前年度支給の検討を。

小中学校の給食費無料化

★現在、牛乳だけ支給。

給食センターが来年基本設計。場所は小学校の裏。整備をやって実施は7年度以降。

女子トイレに生理用品配置を

★養護教諭と話をして、トイレには置かず、保健室に置き自由に受け取れるようにしている。トイレにおいてほしいとの要望は生徒からない。量が多いとか好み、衛生面からトイレに置くことは考えていない。

☆生徒が安心して使えるよう、他の自治体の動向をもみても対応を検討してほしい。

介護保険について

第9期介護事業計画の検討状況について

★委託している。現時点では、詳しい工程は出ていない。12月中に骨子案をだすことで話を進めている。アンケート系は終わったので、そのまとめ作業中

☆保険料の見通し？

★普通に考えれば保険料が下がることはない。今のところ県に提出した資料で、約7,200円/月。現行6,800円なので400円くらいのアップとなる。これから、いろいろ調整していくのでその通りにはならないと思う。

☆現状維持で考えられないか？

★基金はあるが、たいした額でないので充てても、100円、200円下がるくらいで、基金は底をつくことになる。介護保険は、まもなく国保の会計規模を超える額となっている。

総合事業（介護予防・生活支援総合事業）について

★いろいろな事業をやりたいが、田舎なのでやるという業者がない。働く人も少ない。行政側としては、広げたいが、現実問題として広げられない。その代わりに、ショートステイを多用している現状だが、その結果給付金が跳ね上がっている。

集まりの場がコロナで一旦途切れている。これをもう一度再開と考えているが、なかなかうまくいかない。インフルエンザの流行もあり、コロナ感染症で、人が集まることに敏感となり、集まらなくてもいいんじゃないかとの声もある。

対象者：40人いないくらい。全員が利用している。

健診事業、保健予防活動

住民の健康づくり増進について

肺炎球菌ワクチンと带状疱疹ワクチン接種について

★肺炎球菌は、4,000円を補助している。町の財政から全額とはできない。带状疱疹は他自治体の動きも注視し、予算編成の時期でもあり、検討をすすめている。まだ、やれるという結論には至っていない。検討。

※六ヶ所村が助成実施していると伝えた。

特定検診・がん検診の健診率について

★コロナ前の水準にもう少しでもどるかなという状況

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設について

☆この要請項目には無回答。難聴者の実態調査、補助に対する需要など聞いて対応してほしい。国への補聴器補助意見書は採択してもらっている。中度の難聴から必要。危機管理の観点から安全対策や認知症にならない為の予防として村として独自の補助を考えて欲しい。

★先日、青森市の耳鼻科の先生がまわってきて助成の要請があった。個人的にも高齢者の難聴は、認知症のリスクがあり、必要なことだと考える。ただ、その先生も国も県も動いてくれないと言っていたが、県も助成すべきと考える。補聴器は高額と思っていたが、その先生お10万、5万のものでも着けると違うと言っていたので、そういう状況であれば、町も補助しやすいのかなと考える。財政と県の動きもみていかないとなかなか厳しいのかなと思う。町長にもこういう話があったと伝えている。次年度からすぐには言えないが、検討したい。

☆弘前市と西目屋村が補助するとの報道があった。東通村では来年度是非やりたいとの表明があった。鱒ヶ沢では中程度の難聴から補助を検討している、新郷村でも補助する方向で検討している。昨年までは東北では青森県だけが補助していなかった。変わって

きている。

子ども施策、子育て支援について

3.子どもたちの成長を保障するために

子どもの医療費について

★高校生までの子ども医療費の適用は、令和6年度開始に向け動いています。あとは町長判断による。所得制限の撤廃については、検討していきます。

以上

2023年度社保協キヤラバン小中学校事前調査一覧&特定健診

市町村	就学援助 新入学用品費 支給月	給食費助成	子どもの 医療費助成	医療費助成 所得制限	幼稚園・保育所 副食費無料化	エアコン 設置状況	洋式トイレ 設置状況	インフルエンザ 予防接種助成	パソコン 配付率	生理用品 設置状況	ラウンドアップ 使用状況	特定健診 受診率
八戸市	小学校2月 中学校2月	小学260円 中学315円 小学校39円、中 学校45円を市と して補助	通院 中学生まで無料 入訪 高校まで無料	R6.1~所得制限撤 廃予定	年収360万円未満 は無償	小学校67.3% 中学校57.6%R5 末で100%	小学校68.0% 中学校68.9% エアコン優先で 中断していた が、R6~改修 再開	65歳以上1000円 その他は全額自己負担	小学校100% 中学校100% 希望する家庭へ の援助として、 ルーターの無償 貸与	R3.7~保健室に 設置	安全については問 題ないと認識して いる	31.2% AIを使って個人に 合ったハガキで の受診勧奨
南部町	小中学校2月	H27~無料	R5~18歳の年度 末まで 無料	所得制限就廃	考えていない	小学校100% 中学校100%	小学校42.5% 中学校68.6% 1か所は和式を 添す	65歳以上1000円 6カ月~12歳1回1000円 を2回、13歳~18歳1回 1000円を1回	小学校100% 中学校100%	R3~女子トイレ に設置 学校独自予算	不使用	46.5% 未 受診の個々の ケースによって 違った受診勧奨
三戸町	小中学校1月	R5.6~無料~ R6.3までの予定 その後は検討中	R2~ 0歳~高校生まで 無料	所得制限なし	3~5歳児無料	小学校100% 中学校100%	小学校75% 中学校88%	6カ月~18歳1回1000円 65歳以上1回1000円	小学校100% 中学校100% 就学援助内容に才 オンライン通信費 を追加	R4~小学校高学 年と中学校全学 年の女子トイレ 今は保健室に設 置	一部使用R5~全画 的に不使用	34.6% 健康ポイント制1 項目50ポイント 400ポイントで 500円
田子町	小中学校3月	小学260円 中学280円 ずっと値上げは していない	高校生まで	所得制限なし	主食と副食も1/3 助成	小学校100% 中学校100%	小学校28.8% 中学校40.0% 今後洋式化を進 める	全町民1000円 13歳まで2回目は町内で は無料、町外では上限 3600円の助成	小学校100% 中学校100%	R4~保健室への 記簿と小学校4年 以上へ年1~2回 の配布	不使用	60% ポイント 制：1年で10ポイ ントで景品 特定健診必須
五戸町	小中学校3月	半額補助 小 学135円徴収中 学145円徴収 徴収は検討課題	R2.8~高校生まで	未就学児制限緩和 小中学生従来制限	R5~国の免除要 件に該当しない 場合2分の1支給	小学校100% 中学校100%	小学校47.14% 中学校42.22%	65歳以上は一部負担金 高校生までと非課税出 産は無料	小学校100% 中学校100%	保健室に設置 町の予算	一部使用 極力使用しないよ うに周知	30%前後 R5年度は60%を 目指すと宣言 健康ポイント事 業開始
新郷村	小中学校7月 別に3月に小中 校入学サポート 祝金5万円を支 給	H25~無料	中学生まで無料 ひとり親の場合は 18歳まで無料	所得制限なし	所得に応じて徴 収	小学校100% 中学校100%	小学校100% 中学校100%	高齢者は診療所利用で 実費無料で村外上眼 3000円助成 村外では 6カ月~64歳までは年齢 や回数に応じて助成	小学校100% 中学校100%	保健室に設置	不使用	43% 未 受診者にアン ケート実施昨年 度に活用したい
龍上町	小学校3月 中学校1月	R2年度~二口 ナ支費策で町内 居住世帯無料 総額予定	R5~高校生まで 無料	所得制限撤廃	無償化は町の財 政状況をなが ら検討	小学校100% 中学校100%	小学校72.6% 中学校52.6%	妊産婦と6カ月~15歳ま での子どもと高齢者に 助成、無料化は今後校 区	小学校100% 中学校100%	保健室に設置 町の予算	現在も使用(使用 と不使用の学校が 混在)	39% AI(業者)を使っ て個人に合った 受診勧奨

2023 自治体キャラバン懇談報告書			報告者	中道博章	(八戸医療生協)	
自治体名	八戸市	要請団参加 団体数と人数	4 団体	6 人	行政参加 人数	26 人

※懇談事項の当日新たな文書回答の配布の有無 (無)

参加者氏名・団体名

(中道博章・医療生協) (荒岡英孔・医療生協) (木村儀弘・医療生協) (新潟武信・年金者組合)
(田端文明・生健会) (一山 恭・新婦人)

【 報告書 】 自由な様式でお書きください

① 特定健診等の受診率向上策は？

⇒AI を使って未受診のタイプ別にハガキで受診勧奨をしている。ポイント制はやっていない。

② 給食費の無償化が広がっているが、子どもファーストを掲げる熊谷市政として、せめて半額補助を。

⇒現在は小学校 39 円、中学校 45 円を補助している。半額補助のためには 4 億 5 千万円～5 億円程度の経費が必要になり、直ぐには無償化を実現できない。

③ 高齢者が学校の避難所に避難したときに一番危惧するのはトイレの問題である。学校の洋式トイレへの改修状況が進んでいないのはなぜか？また避難所での簡易トイレの準備状況は・

⇒令和 2 年からトイレの全面改修を計画していたが、令和 3 年からエアコンの設置が急務となり、そちらを優先した。令和 6 年度からトイレの洋式化を進めることにしている。簡易トイレは 50 基備蓄している。

④ インフルエンザは小中学生は 2 回接種となると経済的負担が大きい。せめて 1 回でも助成を。

⇒高齢者には一部助成、生活保護世帯と住民税非課税世帯の高齢者は自己負担免除の制度を設けている。それ以外は任意接種のため子どもへの助成は今のところ考えていない。

⑤ エアコンを一般教室だけでなく特別教室にも。また学童保育にも設置してほしい。

⇒特別教室と学童保育へのエアコン設置は検討中である。設置するまでは実験等で特別教室を使用しなければならない内容は夏以外に実施するようお願いしている。また、エアコンを増やすと電源容量を増やす工事も必要となり、そう簡単には進まない状況がある。

⑥ 加齢性難聴に対する自治体による補聴器購入助成制度が全国的に広まっている。八戸市としても国の助成制度が実現するまでの間、補聴器購入助成制度を創設してほしい。

⇒市としては考えていない。

【懇談の感想】 自由にお書きください。

要望書に対する回答が 11 月 7 日に届き、11 月 11 日までに質問事項を提出することを強制され、11 月 16 日の懇談会前に三八社保協として各団体が集まって組織的に質問内容を検討する時間が持てなかった。また、参加者は 3～4 名以内、時間は 30 分以内と指定され、当日は相手側も 4～5 人だろうと思って会場に入ったら、何と市側の人数は 26 人で圧倒された。終わりのあいさつで、五戸町では教え子の課長が、要望書に回答したり、懇談会に若い職員を参加させることで職員の勉強になるし、資質向上に役立っているという話を伝え、面倒くさいと思わず今後も要望書への回答や懇談会の開催の継続をお願いして終わった。

2023 自治体キャラバン懇談報告書			報告者	中道博章	
			所属団体	八戸医療生活協同組合	
自治体名	階上町	要請団参加 団体数と人数	4 団体 5 人	行政参加 人数	12 人

※懇談事項の当日新たな文書回答の配布の有無（ 無 ）

参加者氏名・団体名

(中道博章・医療生協) (荒岡英孔・医療生協) (新岡武信・年金者組合) (一山 恭・新婦人)

(中屋敷泰一・地労連)

【 報告書 】 自由な様式でお書きください

- ① 三八管内で国保の保険料の「資産割」を取っているのは階上町だけだが、今後の方向性は？
⇒令和 7 年度から資産割は廃止することになっている。
- ② 高校生まで医療費（通院・入院）の無償化は？
⇒令和 3 年度より所得制限を撤廃し、0 歳から中学生まですべての対象者への無償化を実施。高校生についても令和 5 年度から無償化を実施。
- ③ 学校給食の無償化を。
⇒令和 2 年度から新型コロナウイルス感染症対策に伴う子育て支援策として無償化を実施。今年度は町の予算で無償化を実施している。来年度も継続予定である。
- ④ 特定健診の受診率と受診率向上のために工夫していることは？
⇒2022 年度の特定健診の受診率は 39%強である。業者の AI 活用により、未受診者のパターンに合わせて勧奨ハガキを出している。
- ⑤ 子どものインフルエンザ予防接種の無料化を。
⇒6 カ月～12 歳までは 2000 円×2 回助成、中学生は 1 回 2000 円助成し、どちらも差額は自己負担である。高齢者は 1000 円の自己負担である。
- ⑥ 国民健康保険事項で短期保険証交付が 81 世帯あるが、減っているのか？また、後期高齢者医療保険の保険料滞納者数は 9 人いるが、保険証の交付は？
⇒短期保険証交付数は変わっていない。後期高齢者医療保険料滞納者とは面談して 8 人には保険証を交付している。
- ⑦ 中学校のトイレ洋式便器化が 52.6%と低い今後の予定は？また、避難所を優先してほしい。
⇒小中とも改修工事と一緒に洋式化を進めていきたい。

【懇談の感想】 自由にお書きください。

毎年良心的に対応してくれる町である。2020 年度からコロナ支援策で町内居住世帯は給食費を無償化していたが、2023 年度から町独自予算で無償化を実施しており、来年度も継続の方針であることを聞き、嬉しい限りである。

2023 自治体キャラバン懇談報告書

報告者	中道博章
所属団体	八戸医療生活協同組合

自治体名	五戸町	要請団参加 団体数と人数	5 団体 7 人	行政参加 人数	12 人
------	-----	-----------------	----------	------------	------

※懇談事項の当日新たな文書回答の配布の有無（ 無 ）

参加者氏名・団体名

(中道博章・医療生協) (荒岡英孔・医療生協) (新潟武信・年金者組合) (秋山・生健会)
(小鹿和夫・県教組) (猶守絹江・新婦人) (豊川・新婦人)

【 報告書 】 自由な様式でお書きください

- ① 無理なく支払える国保税にしてほしい。
⇒財政調整基金を最大限利用して、保険料が大きく上がらないように努力している。
- ② マイナンバーカードの取得率はどのくらいか？
⇒83%くらいである。
- ③ 子ども医療費の高校生までの無料化を所得制限を撤廃して実施してもらいたい。所得制限があるのは三八管内で五戸町だけになる。
⇒小中学生までは町単独事業となり、通院・入院も助成している。令和2年8月診療分から新型コロナウイルス感染症対策として子ども医療費所得制限非該当者及び高校生（18歳年度末）までの通院・入院の保険診療医療費を償還払いで無料化を実施している。所得制限の撤廃については健康増進課が不在なので答えられない。
- ④ 子どもの数が減って集団スポーツの部活動が学校単独で成立しなくなっているが、対策は？
⇒「中学校部活動あり方検討委員会」をつくり検討しているが、人材確保や保障等の問題がたくさんあり、なかなか進まない。2校合同チームも作られている。
- ⑤ 町独自の奨学金制度は？
⇒令和5年度より減免型奨学金制度を開始した。高校・高専の場合、五戸町に在住すれば最大半額を免除することになっている。大学については検討中である。
- ⑥ 特定健診の受診率は例年30%前後であったが、令和5年には60%にすると宣言していた。今年度「健康増進プロジェクト検討委員会」を設立したようだが、受診率の向上は図られたのか？また、状況はどうなのか。また、新たな「健康ポイント事業」をスタートさせたところがあるが、中身はどんなものか？
⇒健康増進課が不在なので答えられない。
- ⑦ 小中学校のトイレの洋式化があまり進んでいないようだが？
⇒学校統廃合の話が出ているので、それが決着したら進めたい。

【懇談の感想】 自由にお書きください。

健康増進課が不在だったので聞きたいことが聞き出せなかった。

2023 自治体キャラバン懇談報告書			報告者	中道博章	
			所属団体	八戸医療生活協同組合	
自治体名	三戸町	要請団参加 団体数と人数	4 団体 5 人	行政参加 人数	6 人

※懇談事項の当日新たな文書回答の配布の有無（ 無 ）

参加者氏名・団体名

(中道博章・医療生協) (荒岡英孔・医療生協) (高橋靖昌・年金者組合) (高橋邦彦・生健会)
(小鹿和夫・県教組)

【 報告書 】 自由な様式でお書きください

- ① 国保税の均等割では、南部町では1万円軽減している。ぜひ参考にしてもらいたい。
⇒税率の見直しを3年に一度行っている。基金も活用し3年間の計画を立てるとともに住民に還元している。
- ② 令和5年6月から学校給食費を無償化しているが、令和6年4月以降の予定は？八戸市、田子町、五戸町以外は無償化になっているので、ぜひ継続してほしい。
⇒令和6年4月以降の無償化は検討中である。
- ③ 生理用品は子供たちが気兼ねなく使用できるようにトイレに設置してほしい。
⇒令和4年度にトイレに設置したが、トラブルがあり、養護教諭からの指導も考え、保健室に設置した。
- ④ 三戸町奨学奨励金交付実績は？
⇒H28は1人、H29は3人、H30は2人、R1は3人、R2は8人、R3は8人、R4は12人である。
令和4年の交付金額は2,212,200円である。
- ⑤ 第3子以降への「子育てサポート祝金」の交付人数を教えてください。
⇒子育てサポート祝金は98世帯である。ちなみに祝金の種類はA出産祝金(0歳から4歳まで10万円×5年)、B小学校入学祝金(入学3万円+教材支援金3万5千円×6年)、C中学校入学祝金(入学4万円+教材支援金4万5千円×3年)、D中学卒業(高校入学)祝金(5万円+教材支援金3万円×3年)
- ⑥ 2022年度の特健診の受診者数は692人であるが、受診率は何%か？
⇒34%台である。
- ⑦ 受診率向上を図るために「健康ポイント制」を導入とあるが、どのような制度なのか？
⇒特定健診等も含めて1項目に参加すると50ポイント付与し、400ポイントで町商工会参加の店で使える500円券をもらえる制度である。

【懇談の感想】 自由にお書きください。

毎年好意的に対応してくれる

2023 自治体キャラバン懇談報告書		報告者	中道博章	(八戸医療生協)	
自治体名	田子町	要請団参加 団体数と人数	4 団体 5 人	行政参加 人数	7 人

※懇談事項の当日新たな文書回答の配布の有無 (無)

参加者氏名・団体名

(中道博章・医療生協) (荒岡英孔・医療生協) (高橋靖昌・年金者組合) (高橋邦彦・生健会)

(小鹿和夫・県教組)

【 報告書 】 自由な様式でお書きください

- ① マイナンバーカードの取得率はどのくらいか？
⇒95%位である。70歳前後が伸びている。
- ② 町内の特養等の施設の様子はどうか？
⇒特養は50床あり、待機者は10人、家族の近くがいいということで町外施設入所者は2～3人である。老健は29床あり、町外施設への入所は5人である。町内で入れないから町外へということではない。収入が少ない人には生活保護課とも連携しながら検討している。
- ③ 近隣町村の多くが給食費無償化を実施しているが、田子町の今後の方向性は？
⇒町長の考えで、食べ物は自己負担としている。平成11年度から給食費の値上げをしていない。一食320円分提供しているが中学生で280円しか徴収していない。国や県から予算が出れば検討する。
- ④ 田子町奨学資金制度の中身を教えてください。
⇒無利子で大学生は上限240万円、12年で償還。地元の高校や国公立大学を卒業した場合の償還金の一部免除額は2割である。
- ⑤ 特定健診の受診率が6割と高いが、受診率向上のために工夫していることは？
⇒「ポイント制度」を実施している。特定健診受診が最低必須条件で1項目1ポイントで、1年で10ポイントに達すると景品をあげている。また、がん検診等の精密検査対象者20～30人には個別に連絡をとり、直接受信を呼びかけたところ、各がん検診の精密検査を受けていないのは1～2名だけである。
- ⑥ 学校のトイレの洋式便器化が三八管内で一番遅れている。今後の洋式化の予定は？
⇒5年前には和式便器にも慣れておく必要があるという学校側からの要望で現状のままにしている状態が続いたが、学校統合も終わり、学校からの洋式化の要望もあり、順次洋式化を進める方向である。
- ⑦ 短期保険証交付数12世帯、資格証明書交付数11世帯、保険証窓口留め置き数7世帯とあるが、変化は？
⇒保険証窓口留め置きは3世帯に減っているが、他の二つは変わっていない。
- ⑧ 介護保険にかかわる事項で、市町村独自の保険料減免制度の有無と市町村独自の利用料減免制度の有無について、実態は？
⇒保険料減免制度はこの3年間申請は無い。利用料減免制度は1名いたが死亡のため現在はゼロ。

【懇談の感想】 自由にお書きください。

高い健診受診率を誇っており、高校生まで医療費が無料となっており、頼もしいが、今後は給食費の無償化を実現してほしい。

2023 自治体キャラバン懇談報告書

報告者	中道博章
所属団体	八戸医療生活協同組合

自治体名	南部町	要請団参加 団体数と人数	4 団体 5 人	行政参加 人数	6 人
------	-----	-----------------	----------	------------	-----

※懇談事項の当日新たな文書回答の配布の有無（ 無 ）

参加者氏名・団体名

(中道博章・医療生協) (荒岡英孔・医療生協) (高橋靖昌・年金者組合) (高橋邦彦・生健会)

(小鹿和夫・県教組)

【 報告書 】 自由な様式でお書きください

- ① 国保税の均等割を一律1人1万円を引き下げているがどこから補填しているのか？
⇒財政調整基金が年額の1割以上あればできるので、それ以上あるので一般会計からの法定外繰入でなく実施できている。
- ② 介護予防事業として「いきいきポイント事業」があるが、具体的中身は？
⇒町主催の予防教室などに参加すると1～2ポイント付与で5ポイントごとに500円のお買い物券、最大年間50ポイントまで、町商工会加盟店で使える。
- ③ 特養等で不足はないのか？収入不足で入れない人はいないか？待機者は？
⇒町内には特養3か所、老健2か所あり、町外からも受け入れている。お金がない人には生活保護を検討している。待機者はいない状況である。
- ④ 幼稚園・保育所・認定こども園の副食費等の無料化の予定は？
⇒小中学校の給食費が県の方で負担するようになったら、副食費の無料化を検討する。
- ⑤ 小中学校のトイレの洋式化が進んでいないが。
⇒小学校が8校から3校に統廃合になり、今年度と来年度で改修を実施する。設計は終わっており、和式は全てのトイレに最低1つは残すことにしている。
- ⑥ 町独自の無利子奨学金制度の中身は？
⇒2023年度は7名利用している。大学生は入学時に30万円、月4万円が限度額、卒業後5年以内に町に住み、10年間住むと半額免除とする。高校月2万円、短大月3万円もある。延べ120名前後が利用。
- ⑦ 特定健診の受診率は何%か？また、受診率向上のために工夫していることは？
⇒受診率は46.5%である。未受診者の個別のケースに合った受診勧奨を出しており、効果がある。
- ⑧ 国保事項について、短期保険証交付数57世帯、資格証明書交付数20世帯、保険証窓口留め置き数0世帯とあるが、減っているのか？
⇒どちらも減っている。

【懇談の感想】 自由にお書きください。

三戸郡内では住民のために一番頑張っている自治体である。

2023 自治体キャラバン懇談報告書

報告者	菊池 一文
所属団体	青森民主医療機関労働組合

訪問日 2023年11月6日(月) 10:30~11:30

自治体名	青森市	要請団参加 団体数と人数	7団体 7人	行政参加 人数	15人
------	-----	-----------------	--------	------------	-----

※懇談事項の当日新たな文書回答の配布の有無（有・無）

参加者氏名・団体名

東青社保協：対馬

年金者組合：小池

青森生健会：成田

青森民商：北山

新婦人：坂本

青森保健生協：古舘

青森民医労：菊池

行政側氏名・役職(わかる範囲で)

国保医療年金課：坂本、三上、佐々木課長、朝方？、斎藤、渡辺、佐々木

教育委員会：佐藤

納税支援課：鈴木

高齢者支援課：千葉課長、斎藤主幹、

生活福祉課：梅津？、三上、駒ヶ嶺？

司会進行等含め全15名

【 報告書 】 自由な様式でお書きください

1. 小池副会長あいさつ

物価高、消費税も上がる、物価対策を強め、暮らしに余裕ができる政策を進めていただきたい。

政府による減税や給付金が示されているが、効果を実感していない。

短い時間でも懇談よろしく願います。

2. 国保均等割対象外について

A：回答のとおり、中核市長会で都度拡充を求めている。それ以上のことは現時点でない。

Q：要請している内容は、18歳以下全員を対象としているのか？

A：「子供に係る」との表現にしているので、具体的な年齢は設定していない。

Q：「子供」とは何歳までになるのか？

A：中核市長会の国への要請では「18歳以下」と表記している。

Q：今、就学前の児童については半分国が補助しているが、青森市で半分を負担できないか？

担税能力のない就学前の児童は除外する検討をしてほしい。

Q: 「18歳以下」とは高校を卒業するまでとの認識でよいのか？

A: 18歳になって初めての3月31日まで。

Q: 西市長は要望書を確認したのか？

A: 西市長が回答を確認している。

3. 短期保険証・資格者証の発行について

Q: 短期保険証・資格者証の発行の取り扱いは？

A: 回答の通り、法にのっとって適切な運用をしている。機会を確保するため。

4. マイナンバーカードについて

Q: 医療券とマイナンバーの紐づけは？

A: 来年3月末に運用開始。医療券を発行し、読み込む機器のある医療機関で医療券とマイナンバーを紐づけする。

5. 国保の減免について

Q: 国保減免（集団減免）について、市長が変わったことによって緩和されたような気がする。申請してから決定までの期間が短くなった（元に戻った）。また、青森市の減免基準の項目が細かに設定されており評価できる。通帳にどのくらい金額があれば、減免の対象となるのか？

A: 減免について運用は今までと変わっていない。通常は申請翌月には承認・不承認通知を出している。

Q: 相互扶助の観点では社会保険料がどんどん上がっていく。そのままでもいいのか？

減免するのであれば上げなければいいのでは。基本的な考えをお聞かせください。

A: 現在の運用でも、まず保険料を上げるということではなく、毎年財政調整基金は取り崩している。22年度末時点で約5億5,000万円（？）基金残高。

6. 子ども医療費について

Q: 県内自治体では半分以上が高校卒まで子ども医療費無償化を実現しており、市では青森市だけが取り残されている。試算はできないのか？所得制限の撤廃を。

A: 県内の状況は承知している。青森市は市長会を通じて全国一律の制度を訴えている。

Q: 国が動かなければできないということか？

A: 競い合うとかではなく、財務状況を見て行っていることを理解してほしい。

Q: 市として判断してほしい。

A: 令和3年の実績をもとに試算したものがある。中学生をモデルに。

所得制限を撤廃した場合、現在の医療費に加え1億8,100万円の追加予算が必要。

所得制限ありの場合（現行）、9,800万円の追加予算が必要。あくまで推測である。

Q: 青森県と青森市で実現できていないことに理由はあるのか？見通しは？

A: 環境がダイナミックに変わらなければ、現状のまま。市長会と中核市長会での要望を続けている。

7. 生理用品について

Q: 青森県内、複数自治体が学校のトイレに返却不要の生理用品を設置している。実施している自治体に不都合を確認したところ、そういった話は聞かれていない。教育長は、保健室に生理用品をとりに行

くことが教育的に重要だと力説していたが、情勢をとらえておらずがっかりしている。生理用品はトイレトペーパーと同じ類のもの。緊急の時にトイレに設置してあることで安心感につながる。毎回、保健室に取りに行けなければならない、生徒の気持ちを考えてほしい。

A：他の市町村と意見交換を確認している。「子どもたちをどう見て、育てていくか」が最初の視点。保健室においているものの、都度柔軟な対応をしている。保健室から持ってくるのか。児童の状況把握のためには必要な機会である。

Q：教育長の議会での発言では、生理用品をもらう機会を利用して相談につなげるというものだったが、生理を児童の困難把握の対象にしないでほしい。

Q：教育長の発言は女性の意見を聞いてのものか？男性にはわからない部分もある。女性の意見をもとに教育長に考えてもらう必要があるのでは。生理のことを男性の先生に相談するのか？

Q：明石市では市立高校も含め年間約 500 万円程度。青森市ではそれよりも少ないのでは？前向きに検討を。

8. 生活保護について

① エアコンの設置等

Q：猛暑対策として、青森市の冷房が効いている施設の解放は？生活保護受給世帯（これから申請するものも含め）がエアコンを設置したい場合の取り扱いや条件は？

A：生活保護は国が本来行うものを青森市が行っているため独自性を持たせるのは難しい。生活保護法で耐久財？を購入する場合は積み立ててもらふことになる。条件を満たせば62,000円まで支給できる。今年は6件。去年は4件。

市の施設の開放については担当課がないので回答できない。

② 生活福祉資金について

Q：青森市での運用状況と独自の資金の創設はできないか？

A：青森市独自では難しい。

③ 扶養照会について

A：本人の意向で拒否があった場合は照会していない。虚偽が明らかになったときは別。

9. 補聴器購入補助について

Q：できるだけ早く難聴の把握に努めてほしい。オレンジプランでも認知症予防に大きな効果があるとしている。購入補助のある身体障がい者手帳の認定を受けるには70デジベル以下でなければならない。そこまでのレベルにならなければ補助が受けられないのでは遅い。

補聴器は15万円～20万円くらい。しかも何度も調整するなど手間が必要で、年金受給者の支出としては厳しい。高度になる前に補聴器をつけて予防に努め、高齢者の生活の質を保たなければならない。全国自治体で公費扶助を行っている。青森県では弘前市と西目屋村、新郷村では検討している。青森市でも実現を。

A：基本は国で動き、基準を示すべきと考えている。難聴と認知症について関係性の検証研究では因果関係は実証されていない。青森市の独自の実態把握と他自治体の動向を注視していく。

Q：新オレンジプランでは、「認知症になるのは難聴が大きな要因である」と記載している。世界的にもわかっていること。青森市でも前向きに検討してほしい。

Q：聴力検査を健診項目に含めてほしい。

A：健診項目は厚生労働省が決めており、現時点で聴力検査は含まれておらず、考えていない。

人間ドックで有料検査として実施しているのでそちらを検討してほしい。

Q：青森市独自で検査してほしいということ。

以 上

2023 自治体キャラバン懇談報告書

報告者	鳴海 騎士
所属団体	青森保健生活協同組合

自治体名	蓬田村	要請団参加 団体数と人数	3 団体 5 人	行政参加 人数	6 人
------	-----	-----------------	----------	------------	-----

※懇談事項の当日新たな文書回答の配布の有無（有・無）

参加者氏名・団体名

(小池・東青社保協) (對馬・東青社保協) (木村・青森民商) (浅田・青森保健) (鳴海・青森保健)

行政側氏名・役職(わかる範囲で)

(コシタ・健康福祉課班長) (ヤハタ・住民課) (スワ・税務) (タナカ・税務) (ナルミ・住民課) ()

【 報告書 】 自由な様式でお書きください

① 国保制度について、18歳以下を均等割の対象から外すことはできないのか、また国保制度を“助け合いの制度”という考えはどこからきているのですか？

→後日回答します。

② マイナンバーと保険証の紐づけを進めるにあたって、困難事例は起きたか？

→今のところ起きていない。介護施設の入居者には職員が仲介することで、順調に紐づけが進んでいる。ただし、顔認証付きカードリーダーについては全ての医療機関で実施できていない状況である。

③ 第9期介護事業計画はいつ完成予定でしょうか？

→年度末に完成予定でHPに掲載予定です。

④ 子どもの副食費、保育料、おむつ代の無料化は実施する方向で動いていますか？

→検討中です。村民の中には村外の保育園に子どもを通わせてる家庭も多く、村内の保育園だけを無料にすると不平等であるため悩んでいる状況です。

⑤ 小・中学校の女子トイレに生理用品をぜひ配置してほしいです。

→現在、教育委員会で話題にすらなっていない状況です。財政的には問題ないため、どのスペースに置くかについて学校側とも話しあいます。

⑥ 現在の奨学金制度の対象者、期間等を教えてください。

→対象者は大学生、短期大学生、専門学校生です。借用期間を2倍した期間で返還となります。今年度は4人が制度を利用、現在累計で8人が利用。

⑦ 帯状疱疹ワクチン接種の助成について進展ありますか？

→来年度に助成を実施する方向です。2種類（水痘ワクチン、シングリックス）の内、両方とも助成するのか、助成対象年齢はどうするのかについて検討しています。

⑧ 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設をぜひ実現していただきたいです。

→情報を集め、村でできるか検討していきます。

⑨ 教育委員会ではどのように学校と連携していじめ対策をしていますか？

→校長会の中で学校であつたいじめの事案が共有され、必要に応じて関係機関（警察など）と連携している。

【懇談の感想】自由にお書きください。

「後日回答」「検討します」のようなありきたりな返答もありましたが、要望書に回答していただいた時点と比較し、要望を実現しようという努力が見えた印象です。

2023（令和5）年11月30日

声 明

生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟（いのちのとりで裁判）名古屋高裁判決について

生存権訴訟愛知原告団
生存権訴訟愛知弁護団
生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会
いのちのとりで裁判全国アクション
生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

愛知県内在住の生活保護利用者13名が、国及び居住する各自治体を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする保護変更決定処分（生活保護基準引下げ）の取消等を求めた裁判について、本日、名古屋高等裁判所民事第2部（長谷川恭弘裁判長）は、原告らの請求を棄却した第1審判決を取り消し、処分を違法であるとして取り消すとともに、原告らの国家賠償（慰謝料）請求も認容する判決を言い渡した。

全国29か所の地方裁判所及び高等裁判所において、1000名を超える生活保護利用者が引下げ処分の違法性を訴え、たたかってきたが、本判決は同種事件での初の高等裁判所における勝訴判決であるとともに、全国初の国家賠償認容判決である点で画期的である。

本判決は、本件引下げの名目とされた①「デフレ調整」、②「ゆがみ調整」のうち、①「デフレ調整」について、厚生労働大臣が「生活扶助CPI」という独自の物価指数により生活保護利用世帯の生活実態と大きく乖離した下落率を導き出したことなどを理由として違法とした。また、②生活保護基準の専門的評価及び検証を行う生活保護基準部会が検証した「ゆがみ調整」の調整幅を密かに根拠なく2分の1にしたことを違法とした。さらに、③国には少なくとも重大な過失があると断じ、健康で文化的な最低限度の生活を下回る生活を強いられた原告らの精神的苦痛に対する慰謝料（国家賠償）をも認めた。

本判決は、厚生労働大臣に広範な裁量を認めた第1判決を取り消し、裁量には法律に定められた制約があることを明らかにした。それだけでなく、生活保護利用者が置かれた厳しい現状を真摯に受け止め、前述した恣意的な基準引下げによって利用者が被った苦痛を賠償すべきと判断した。いずれの点でも、人権の「とりで」としての司法の職責を果たした歴史的判断として高く評価できる。

本判決は、2021年2月の大阪地裁での勝訴判決以降、13例目の勝訴判決である。大阪高裁で原告側逆転敗訴の判決がある中、名古屋高裁においてこれを覆す判決が言い渡されたことからすれば、本件引下げが違法な「統計不正」であるという司法判断の流れはもはや止めようがない。

31年ぶりという記録的な物価高の中、生活保護利用者の生活はますます苦しくなっている。2014年7月31日の名古屋地裁への提訴から9年以上が経過し、2名の原告が亡くなり、心身の不調から訴訟の継続をやむなく断念した原告もいる。原告には高齢者・傷病者が多く、一刻も早い解決が求められている。

私たちは、国及び各自治体に対し、本判決を重く受け止め、上告せず本判決を確定させるよう求める。加えて、全ての生活保護利用者に対して真摯に謝罪し、全ての国民・市民の健康で文化的な生活を保障するため、2013年引下げ前の生活保護基準に直ちに直すことを求める。

令和2年（行コ）第31号 生活保護基準引下げ処分取消等請求控訴事件

（原審：名古屋地方裁判所平成26年（行ウ）第83号（第1事件）、平成28年（行ウ）第60号（第2事件））

判 決 要 旨

1 事案の概要

本件は、生活扶助の支給を受けている控訴人らが、厚生労働省告示による生活扶助基準の改定（本件改定）に基づき、保護変更決定処分（本件各処分）を受けたことについて、本件改定は、憲法25条の理念を受けた生活保護法3条、8条等に違反するもので、違法であるし、国家賠償法1条1項の適用上も違法であるなどと主張して、①本件各処分の取消しを求めるとともに、②被控訴人国に対し、それぞれ損害賠償金1万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審（名古屋地方裁判所）は、控訴人らの請求をいずれも棄却したため、控訴人らが控訴した。

2 当裁判所の判断

(1) 当裁判所は、本件改定は、生活保護法3条、8条2項に違反する違法なもので、国家賠償法1条1項の適用上も違法と認められるから、控訴人らの請求はいずれも理由があると判断し、原判決を取り消して、控訴人らの請求をいずれも認容した（ただし、控訴人13の後記(2)イの請求部分を除く。）。

その理由の要旨は、後記3及び4のとおりである（なお、分かり易いように要約しており、判断事項は多数の点にわたっているため、正確には判決を参照されたい。）。

(2) 主文

ア 別紙「判決主文」のとおりである。

イ なお、主文第6項の拡張請求の棄却については、控訴人13（原審第2事件原告）は、控訴状の記載によれば、当審において、被控訴人国に対する損害賠償請求についての附帯請求（遅延損害金（年5分）の支払を求める部分）の起算日を、原審における平成26年4月1日から、それより前の平成25年8月1日に変更しているもので、当審においてこの部分の請求を拡張したことになるが、上記起算日は、原審での請求のとおり、本件告示2の適用日である平成26年4月1日と認められ、同日より前の遅延損害金を請求することはできないから、上記拡張部分の請求については、これを棄却したものである。

3 本件改定の違法性

(1) 本件改定の概要及び判断枠組みについて

ア 本件改定は、厚生労働大臣が、生活扶助基準について、ゆがみ調整（2分の1処理を含む。）及びデフレ調整を行ったものである（なお、生活保護の基準は、個人住民税の非課税基準、国民健康保険料等の減免基準、賃金、社会保障給付水準等の様々な制度に、制度上ないし事実上連動しており、広く国民全体の生活水準等にも影響を及ぼすものである。）。

イ 生活扶助基準の改定については、これを行った厚生労働大臣の判断に、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合は、生活保護法3条、8条2項に違反し、違法なものになるというべきであり、裁判所が上記の判断をするに当たっては、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等の観点から審査するのが相当である。

(2) ゆがみ調整（2分の1処理を含む。）について

ゆがみ調整は、厚生労働省に設置された専門家を構成員とする基準部会による生活扶助基準についての平成25年検証の結果を踏まえて行われたものであるが、検証結果のとおり生活扶助基準を改定せず、これによれば増額される世帯についても、減額される世帯についても一律に2分の1の範囲でのみ検証結果を反映させたものである(ただし、このような処理がされていることは、本件改定が行われた当時、一般国民に対しても、上記検証を行った基準部会の構成員らに対しても、知らされていなかった。また、平成26年7月に第1事件の訴えが提起された本件訴訟においても、被控訴人らは、長らく、ゆがみ調整において2分の1処理が行われていることを明らかにしてこなかったが、平成28年6月に新聞報道がされ、原審の平成30年6月8日付け準備書面(16)で初めて、このような処理がされていることを認めるに至った。)

被控訴人らは、その後の準備書面において、2分の1処理は、激変緩和措置として公平に一律で行ったものである旨主張するが、平成25年検証における検証結果によれば消費実態と比べて基準額が低額であるため基準額が増額されるべき生活保護受給世帯についてまで、反映の程度を2分の1としたことは、むしろあるべき状態に反する不公平を残存させるものであり、公平とはいえないなど、基準部会が行った平成25年検証の趣旨を根拠なく半減させるもので、統計等の客観的な数値等との合理的関連性及び専門的知見との整合性を欠くものである(なお、2分の1処理を行うか否かの判断は、専門家による検証結果をそのまま取り入れるか、変更を加えて取り入れるか、取り入れないかという重要な判断であるから、厚生労働大臣の裁量権に属するものであったとしても、国民に対して明らかにして、その是非を問うべき性質のものである。)

(3) デフレ調整について

ア デフレ調整は、厚生労働大臣が基準部会等の専門家による検討、検証を経ることなく独自に行ったものであるところ、それだけで直ちに専門的知見等との整合性を欠いているということはいえないが、このような場合には、被

控訴人らは、その判断過程等を具体的に明らかにした上、十分な説明を行うべきである。

イ 被控訴人らは、平成23年の時点で、物価下落により、生活保護受給世帯の可処分所得が実質的に増加し、生活扶助基準の引上げがされているのと同視し得る状態で、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態（生活水準）との間の不均衡が顕著なものとなり、生活扶助基準の引下げによる是正を相当とする程度のもになっていた旨主張する。しかし、証拠によって認定できる事実（例えば、生活保護受給世帯での支出割合が高い日常生活上基本的な費用である食料や光熱・水費は、平成23年の時点で平成19年より上昇していた。）によれば、被控訴人らが主張するような状態にあったと評価することはできず、少なくとも、生活保護受給世帯一般について当てはまる状況ではなかった。

また、本件改定においては、ゆがみ調整を行った後にデフレ調整が行われているところ、ゆがみ調整によって平成25年検証の結果が2分の1の範囲ながら反映されることで、生活保護受給世帯の生活扶助基準額が変更されることになるのであるから、そのことを考慮した上で、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るために、更に生活扶助基準を引き下げる必要性があるか否か、仮にその必要性があるとしても、世帯類型ごとにどの程度引き下げるのが相当かなどの点について、専門技術的な見地からの十分な検討を要すると解されるし、デフレ調整は一律に行われるものであるから、平成25年検証の結果との整合性を欠くことにならないかなどの検討がされるべきである（例えば、総務省CPIの平成20年から平成23年までの下落率が、全国2.35%、沖縄県0.5%であるように、居住する地域による違いは大きい。）。しかし、そのような検討が行われたことはいわれない。

これらの点からすると、厚生労働大臣がゆがみ調整を行った後に、更にデフレ調整を一律に行うこととした判断は、統計等の客観的な数値等との合理

的関連性及び専門的知見との整合性を欠くものである。

ウ デフレ調整は、その内容面においても、①基準部会の委員を含む専門家らがそのままでは消費水準を示すものではないなどと指摘する物価を指標として、その変動（物価指数）を単独で直接考慮した点、②学術的な裏付けや論理的な整合性を欠いた、厚生労働省独自の指数である生活扶助相当CPI（被控訴人らは、ILOマニュアルにいう「ロウ指数」である旨主張しているが、多くの研究者がこれを否定しているし、仮に「ロウ指数」であるといえたとしても、生活扶助基準の改定に用いてよい指数であるとはいえない。）を用いた点、③テレビ、パソコン等を含む教養娯楽用耐久財のウエイトが非常に大きいなど、生活保護受給世帯の消費実態とかけ離れている平成22年基準の総務省CPIのウエイトを使った点、④平成20年を始期とすることにより、平成19年から平成20年にかけての物価上昇（総務省CPIは1.4%上昇）を合理的理由なく考慮せず、同年以降の物価下落のみを生活扶助基準の改定に反映させるなどした点において、統計等の客観的な数値等との合理的関連性及び専門的知見との整合性を欠くものである。

(4) ゆがみ調整及びデフレ調整を一体として行ったことについて

本件改定は、ゆがみ調整及びデフレ調整を一体として同時に行うものであり、デフレ調整のみによっても、生活扶助基準額が4.78%減額されるどころ、これに加え、生活扶助費が約90億円も削減されるゆがみ調整が行われれば、結果として4.78%という上記下落率を超えて生活扶助基準額が減額されることになるから、生活保護受給世帯の平成20年当時の実質的購買力を維持するためには、ゆがみ調整による約90億円の生活扶助費の削減が生じないように、ゆがみ調整について更に検討したり、デフレ調整の減額率を小さくしたりすることが必要であると考えられるのに、基準部会等の専門家に諮問された形跡はなく、上記下落率を超えて減額することについて、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を有することの説明はない。

そうすると、本件改定は、この点のみでも、統計等の客観的な数値等との合理的関連性及び専門的知見との整合性を欠くものである。

(5) まとめ

以上によれば、本件改定は、ゆがみ調整で2分の1処理を行った点、及び生活扶助相当CPIを用いるなどしたデフレ調整を行った点において、また、これらを合わせて行った点において、いずれも統計等の客観的な数値等との合理的関連性及び専門的知見との整合性を欠いており、個別にみても全体としても著しく合理性を欠くもので、裁量権の範囲を逸脱していることは明らかであるし、少なくともこれを濫用するものであるといわざるを得ず、生活保護法3条、8条2項に違反するもので、違法であると認められる。

したがって、本件改定に基づいて行われた本件各処分は、いずれも違法なものと認められ、取り消されるべきである。

4. 本件改定の国家賠償法上の違法性及び控訴人らの損害

(1) 本件改定は、生活保護法3条、8条2項に違反するものとして違法であるばかりでなく、これを行った厚生労働大臣には、少なくとも重大な過失があるものと認められ、国家賠償法1条1項の適用上も、違法と評価される。

(2) 本件改定は、過去に例のない、大幅な生活扶助基準の引下げを行ったもので、その影響は、生活保護受給者にとって非常に重大なものである。

被控訴人らは、元々余裕のある生活ではなかったところを、本件各処分を受けて以降、9年以上にわたり、更に余裕のない生活を強いられてきたもので、これにより、いずれも相当の精神的苦痛を受けたものと推認され、このような精神的苦痛は、本件各処分が取り消されることにより慰謝される部分があるとしても、その全てが慰謝されるものではない。

生活扶助は、我が国の主権者である国民の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（憲法25条1項）を基礎とする制度で、本来、被控訴人国は、その

向上及び増進に努めなければならないものである（同条2項）。本件改定の違法性が大きいことなどの事情を総合的に観察すると、いずれの控訴人らについても、本件各処分取消しによってもなお残ると認められる精神的苦痛を慰謝すべき金額は、それぞれの請求額である1万円を下回るものではない。

したがって、被控訴人国は、控訴人らに対し、それぞれ損害賠償金1万円及びこれに対する遅延損害金を支払う義務がある。

以上

別紙

判決主文

- 1 原判決を取り消す。
 - 2 別紙1「処分一覧表」の「処分行政庁」欄記載の各処分行政庁が「処分日」欄記載の各年月日付けで「処分の名宛人」欄記載の各控訴人に対してした各保護変更決定処分をいずれも取り消す。
 - 3 被控訴人国は、控訴人3、4及び6ないし12に対し、それぞれ1万円及びこれに対する平成25年8月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 4 被控訴人国は、控訴人14、16及び17に対し、それぞれ1万円及びこれに対する平成26年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 5 被控訴人国は、控訴人13に対し、1万円及びこれに対する平成26年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 6 控訴人13の被控訴人国に対する当審における拡張請求を棄却する。
 - 7 訴訟費用は、第1、2審を通じて、被控訴人らの負担とする。
- (別紙1「処分一覧表」省略)

生活保護減額に賠償命令

名古屋判決 一連の訴訟で初

2013～15年に国が生活保護の基準額を引き下げたのは生活保護法に違反するとして、愛知県を受給者13人が国と名古屋、豊橋、刈谷の3市に処分を取り消しなどを求めた訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁は30日、原告側の請求を退けた。一審名古屋地裁判決を取り消し、原告の請求通り国に1人1万円の支払いを命じた。減額処分も取り消した。同種訴訟で国に賠償を命じたのは初めて。■判決要旨④面、関連⑤面、社説⑥面

「厚労相に重大過失」

一連の訴訟で、控訴審判決は原告側の逆転敗訴となつた4月の大阪高裁に続いて、厚生労働省は08～11年に

物価が4・78%下落したとする独自の指数などを根拠に、3年間で生活扶助基準額を平均6・5%減額し、国費ベースで計670億円を削減した。裁判では、専

門家が関与することなく、独自の指数を用いた点などが厚労相の裁量権を逸脱したかが争われた。

長谷川恭弘裁判長は判決理由で、独自の指数は高額なテレビやパソコンなどの価格下落を過大に反映しており、「学術的な裏付けや論理的な整合性を欠き、生活保護世帯の消費実態とかけ離れている」と指摘。一時に物価が上昇した08年

主な争点に対する名古屋高裁の判断

① 厚労相の裁量	判断の過程、手続きの過誤などの観点から乱用があると認められる場合は違法。
② 厚労省独自の物価指数	学術的な裏付けや論理的な整合性を欠き、テレビ・パソコンのウエートが重いなど生活保護世帯の消費実態とかけ離れている。
③ 「最低限度の生活」を営んでいるか	元々余裕のある生活でなかったところ、さらに余裕のない生活を強いられた。精神的苦痛を受けたと推認される。

ある」と、生活保護法に加え、国家賠償法上も違法と判断。13年に生活保護費が引き下げられて以降、原告らが「さらに余裕のない生活」を強いられ、精神的苦痛を受けたとして、国に賠償を命じた。

同種訴訟は20都道府県で起され、地裁では原告の12勝10敗と二分している。厚労省は「関係省庁も被告自治体と協議した上で適切に対応したい」とコメントした。

社説

生活保護の減額

国は取り消しに応じよ

国による生活保護費の引き下げは「違法」であり、処分を取り消せ。受給者がこう求めた集団訴訟で、名古屋高裁は国に処分を取り消すよう命じ、原告への国家賠償も認めた。全国29地裁で起こされた裁判でも原告勝訴の流れができてきたが、控訴審での原告勝訴は初めてだ。国は、その重みをかみしめ、高裁判断を受け入れるべきだ。

国は、2013―15年に、食費や光熱費など生活保護費の基となる「生活扶助」の基準額を平均で6・5%、最大で10%引き下げ、生活保護費を年間で最大670億円削減した。この結果、受給者の96%が減額になった。

この見直しで、厚生労働省は独自の物価指数を使い、直前の4年間に物価が4・78%下落したと算

出した。しかし、物価動向の指標となる総務省の消費者物価指数は同時期でマイナス2・35%にすぎず、厚生省指数の下落率の大きさが際立った。

判決は、厚生省の物価指数は、「学術的な裏付けや論理的整合性を欠く」と厳しく指摘した上で、指数算出の項目に生活保護世帯の支出が一般世帯よりはるかに少ないパソコンやテレビの購入費を残したことを例に、生活保護世帯の消費実態とかけ離れた計算だと批判。「減額は違法で、厚生相には重大な過失がある」と断じた。また、厚生省が専門家の部会の検証結果を反映せず、世帯の条件などに応じて調整する部分を一律で2分の1にした点も「根拠なく半減させた」と非難した。

同種裁判では、これまでに地裁

で22件の判決があり、受給者側の12勝10敗だが、最近10件では9勝1敗。控訴審も大阪高裁の受給者側敗訴から一転、今回は原告の勝訴となった。

12年の衆院選で「生活保護費10%カット」を公約した自民党が政権に返り咲いたことが、翌年の厚生省による生活扶助基準額の大規模減額の背景にありそうだ。基準額は原則5年ごとに見直されるが、その後は厚生省の指数は使われていない。今年の見直しでは物価高も反映して減額は見送られ、最大で11%増額となっている。

名古屋高裁の判決は、「生活扶助は国民の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利(憲法25条)を基礎とする制度」と改めて述べている。国は、そのことを忘れてはならない。

2023.12.1

中日新聞

生活保護減額 国に賠償命令

名古屋高裁「精神的苦痛」認定



判決後、名古屋高裁で生活保護削減に反対する市民らが「STOP!」と叫ぶ。判決後、名古屋高裁で生活保護削減に反対する市民らが「STOP!」と叫ぶ。

生活保護費の引き下げは生存権を保障した憲法が案に反するとして、愛知県内の受給者18人が国や自治体に減額決定の取り消しなどを求めた訴訟で、名古屋高裁（最谷川恭弘裁判長）は30日、受給者側の請求を棄却した1審・名古屋地裁判決を取り消し、国に1人1万円の慰謝料を支払うよう命じた。また、厚生労働相による減額額の引き下げが生活保護法に違反するとし、自治体の減額決定を取り消した。

（社会面に関連記事）

全国28地域に起きた同種訴訟で、国の賠償責任を認めただのは初めて。2審判決は、原告側の逆転敗訴となつた今年4月の大阪高裁に続き、司法判断が覆れており、1審判決が出ている27件のうち1作が減額処分を取り消した。国は2013～15年、生活保護費のうち食費や光熱費などに充てる「生活扶助」の算定額を削減し、物価下落を理由とした「フレンドリー」や、生活保護世帯と低所得世帯の生活費を比べ

個人に命を改め、賠償の法的根拠を認めない。生活保護法は、生活扶助の算定額を削減し、物価下落を理由とした「フレンドリー」や、生活保護世帯と低所得世帯の生活費を比べるという「損失と被害」を巡って

名古屋高裁判決 骨子

いた独自の指針には学術的根拠が乏しく、物価下落が定率で算出されている点も看過できない。原告側の判断は裁量権の範囲を逸脱し、生活保護法に違反すると結論付けた。減額額引き下げが受給者に与えた影響は重大で「さ

らに余裕のない生活を強いられた」とし、知念を取り消して精神的苦痛はなお残ると国に賠償を命じた。一方で判決は、遺囑性の判断は示さなかった。

判決を受けて記者会見した原告側代理人の森田典典は「国家賠償も認めざるも最高裁の判決ではないか。利用者の負担に寄り添っている」と評価。厚生労働省は「判決内容を精査し、関係官庁や自治体と協議した上、適切に対応したい」とした。【田中理知】

COP28 基金運用合意

「損失と被害」支援 日本15億円拠出

国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）が30日、アラブ首長国連邦（UAE）のドバイで開幕した。初日の全体会合で、地球温暖化の影響で生じた「損失と被害」（ロス＆ダメージ）を支援する基金の運用開始について合意した。3カ国に協定を結んだ。洪水や熱波、海面上昇といった温暖化による生じた「損失と被害」を巡って

生活保護減額に賠償命令

名古屋高裁 厚労相に「重大な過失」

国が生活保護基準額を2013年〜15年に引き下げた改定を巡る訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁は30日、愛知県内の受給者13人の生活保護費を減額した決定の取り消しと国家賠償を命じた。長谷川恭弘裁判長は改定について「統計等の数値と合理的関連性を欠く」として生活保護法に反すると指摘。厚生労働相には「重大な過失がある」との判断も示した。▼社会面―他制度にも影響 改定を適法とした20年

の1審判決を取り消した。同種訴訟は全国で30件。控訴審判決は2件目で、改定の違法性が示されたのは初めて。国賠を認めたのは一連の訴訟で初。

国は13年から生活保護費のうち、食費など日常生活に必要な「生活扶助」の基準額を最大10%引き下げ、計約670億円を削減する改定をした。訴訟では、国が改定で用いた二つの「調整」の是非が争点となった。判決は、基準額の検証

などを行う専門家部会が示した数値を基準額に反映する際、国が増減額の幅を二分の一にした「ゆがみ調整」について、国民や専門家に非公表のまま根拠なく行われたと認定。08〜11年の物価下落を踏まえて算定した「デフレ調整」については、厚労相が独自の数字を使って受給者の消費実態とかけ離れた下落率を導き出したとし、「専門的知見との整合性に欠ける」と指摘。いずれの調整も違法だと判断した。

その上で、これらの調整を一体的に行ったことは「著しく合理性を欠く」と非難。厚労相の裁量権の範囲を超えた違法な改定だったとし、国家賠償法上の違法性もあると結論づけた。判決は受給者らが改定で被った損害の大きさについても言及。「9年以上、更に余裕のない生活を強いられた。（減額決定を）取り消しても、その全てが慰謝されるものではない」と述べ、原告13人に1人1万円の賠償をするよう国に命じた。

厚生労働省は「当時の改定について、適法であると認められなかったものと承知している。今後、適切に対応したい」とコメントした。（高橋俊成）

基準額見直しなら210万人対象

生活保護訴訟 47制度も影響

国が2013〜15年に生活保護基準額を引き下げた決定について、名古屋高裁は30日、控訴審判決で初めて違法と認定した。決定をめぐる一連の訴訟で国側は「11勝13敗」。さらに敗訴が続く可能性もある。生活保護の基準額は国だけでなく47の制度と連動し、基準見直しとなれば多方面への影響が避けられない。

▼3面参照

「判決を精査し関係省庁や自治体と協議し、適切な対応をとりたい」。同日の判決後、厚生労働省幹部はこう述べた。4月の大阪高裁での国側の勝訴も踏まえ、最高裁に上告するとみられる。

18年度の生活保護世帯は約159万世帯(約216万人)。政府は基準額を3年間で平均6・5%、最大10%引き下げ、計約670億円の保護費を削減した。都市部の夫婦と子ども1人世帯の場合、月1万6千円の減額だった。

今回の判決を受け、原告代理人の森弘典弁護士は「全ての生活保護利用者への謝罪と、未払い分をさかのぼって支給することを求める」と強調。仮に利用者全員の基準額を見直せば、対象は210万人以上になる。森弁護士は「これほどの規模は前例がない」とみる。基準額はほかの制度にも影響する。同省によると、保育料や国民年金保険料の減免など、生活保護基準が所得条件の基準となっている国の支援制



「完全勝訴」の旗を出す原告弁護団ら＝30日午後3時7分、名古屋市中区、米田中央撮影

度は47種類。ほかにも「準要保護者に対する就学援助」など自治体独自の事業との連動もある。国は13、18両年度に基準額を引き下げた際、自治体などにほかの制度への影響が出ないよう対応を求めた。だが13年度に引き下げた際には、一部自治体が就学支援の支給対象を縮小するなどした。12年にはお笑い芸人の母親の生活保護受給が明らかになり、「生活保護バッシング」が激化。自民党が同年の衆院選の公約で生活保護費の1割削減を掲げて政権に復帰し、その後も削減への動きが続いた。不正受給の罰金を「100万円以下」に引き上げ、申請者の扶養義務がある家族が扶養可能とみられるのに応じない場合、自治体が家族に説明を求められるようにするなどした。国の生活保護負担金は15年度の3兆6977億円が、20年度は3兆5258億円に減った。

だが、コロナ禍と物価高で状況は一変。21年度の負担金は3兆7343億円と増加に転じた。今年に入っても増加傾向で、11月に生活保護の利便を申請した世帯は2万1341件。8カ月連続で増えている。(関根慎一、編集委員・清川卓史)

「結論ありき 無理に削減」

2013年当時社会保障審議会・生活保護基準部会で部長代理を務めた岩田正美・日本女子大名誉教授は「厚生労働省の裁量権の逸脱・濫用をはっきりと指摘し、生活保護基準見直しについて国民への説明責任がある」と言及している点が重要だ」と話す。国が引き下げを決めた経緯を振り返り、「生活保護を含む社会保障費の削減の政治的な圧力が厚生労働省にはあったと思う。基準引き下げという結論が先にあると感じた。無理に引き下げようとして小細工を重ねた」と指摘する。